

野田市環境基本計画



令和3年 月

野田市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
（1）環境問題の動向	1
（2）国の取組	1
（3）千葉県の取組	3
（4）野田市の取組	5
2 計画策定の概要	10
（1）本計画の目的	10
（2）本計画の考え方	10
（3）本計画の役割	12
（4）本計画の位置付け	12
（5）本計画の期間・目標年次	13
（6）本計画の対象地域	14
（7）本計画に取り組む各主体とその役割	14
（8）本計画が対象とする環境の範囲	15
第2章 環境の現状	16
1 地域の概況	16
（1）地勢・沿革	16
（2）人口・世帯数	17
（3）産業	18
（4）土地利用	19
（5）交通状況	20
（6）歴史・文化財	22
（7）公園・緑地	22
2 環境の現状	23
（1）大気	23
（2）水質	27
（3）騒音・振動	31
（4）悪臭	32
（5）地盤沈下	33
（6）公害苦情	35
（7）上水道・下水道	36
（8）廃棄物	37
（9）エネルギー	40
（10）地球温暖化	40
（11）自然環境	41

第3章 環境に関する市民の意識調査（アンケート調査）	48
1 調査の目的	48
2 調査の概要	48
3 アンケート調査結果	49
第4章 環境の現状のまとめ及び問題点・課題等の抽出	55
第5章 望ましい環境像	63
1 望ましい環境像	63
2 基本方向	63
第6章 環境施策と行動計画	67
基本方向1 自然との共生の確保	68
基本方向2 環境への負荷の少ない社会の実現	73
基本方向3 資源の循環・効率化の進んだ社会の実現	83
基本方向4 地球環境保全への貢献	93
基本方向5 快適な都市環境の確保	99
基本方向6 みんなが参加する取組	107
第7章 重点施策	112
重点施策1 生物多様性の保全	114
重点施策2 廃棄物の減量・リサイクルの推進	115
重点施策3 地球温暖化防止への取組	116
重点施策4 地質環境保全施策の推進	117
重点施策5 環境教育・環境学習の推進	118
第8章 計画の推進方策	119
1 計画推進の基本的考え方	119
2 計画の周知	120
3 財源の確保	120

[資料編]

1 諮問	資料編-1
2 答申	資料編-2
3 環境審議会委員名簿	資料編-3
4 野田市環境基本条例	資料編-4
5 市民等アンケート調査	資料編-5
6 環境基準等	資料編-6
7 用語集	資料編-7

第1章

計画策定の基本的事項



市役所庁舎

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 環境問題の動向

これまで、高度経済成長の中で公害の克服に多大な努力を行ってきたが、資源の大量消費や大量廃棄、発展途上国における爆発的な人口増加に伴う食糧需要の増大など社会経済活動の拡大は、地球温暖化、海洋汚染、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の環境問題を引き起こし、人類共通の課題となっています。

これらの問題を解決するためには、エネルギーや資源を大量に消費する社会経済活動やライフスタイルの見直しが求められており、また、ライフスタイルは大量消費型からの脱却や自然環境の保全などの具体的行動だけでなく、「もったいない」などの精神的な在り方にも及んでいます。

また、深刻化する地球温暖化問題については、防止のための国際的取組の枠組みを決定する場として、「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3：地球温暖化防止京都会議）」が1997年（平成9年）12月に京都市で開催され、2015年（平成27年）末に開かれた国連の気候変動に関する会議（COP21）では、21世紀後半の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指すため、世界が協力することを約束した、歴史的な国際協定（パリ協定）が締結され、日本政府も、「温室効果ガスを2030年（令和12年）までに26パーセント削減する（2013年（平成25年）比）」という目標を掲げています。パリ協定の合意後は、国内の温暖化対策を強化し、より真剣に取り組んでいくことが求められています。

さらに地球規模で問題となっている海洋プラスチック（ごみ）に対する国際的な動向として、2015年9月持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの1つに「2025年（令和7年）まで、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」が掲げられており、2017年（平成29年）2月のG20ハンブルクサミットでは海洋ごみ行動計画において、海洋ごみの発生の予防・削減を追求しています。

2017年12月の国連環境計画（UNEP）第3回国連環境総会（UNEA3）においては、海洋ごみに関する決議として、海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに対処するための障害及びオプションを更に精査するための専門家グループ会合を招集することを決定しています。

また、2018年（平成30年）6月のG7シャルボワサミットでは、海洋におけるプラスチックごみ等による海洋汚染並びに海水温の上昇・酸性化・海面上昇等多くの課題に直面しているとして、健全な海洋及び強じんな沿岸コミュニティのためのシャルボワ・ブループリントが成果文書として発出されました。2019年（平成31年）1月の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において安倍首相による基調講演で、海洋プラスチック問題は世界中挙げての努力が必要であるという点において世界共通の認識をつくりたいと発言したところです。

(2) 国の取組

◇◇環境基本法と環境基本計画◇◇

環境行政の基本法である「環境基本法」が平成5年11月に公布され、翌年12月には、「第一次環境基本計画」が策定されました。その後、環境基本計画は見直しが行われ、平成12年12月には「第二次環境基本計画」、平成18年4月には、環境・経済・社会の統合的な向上等の新たな方向性を盛り込んだ「第三次環境基本計画」が策定され、平成24年4月には、「安全」

が確保される社会となることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を総合的に達成する社会を目指す共に東日本大震災による復旧・復興に係る施策や放射性物質による環境汚染対策を盛り込んだ「第四次環境基本計画」が策定されました。

また、平成30年4月にはSDGsがパリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画（第五次環境基本計画）で、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重要戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に亘って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

◇◇自然環境◇◇

自然環境としては、失われた自然環境を取り戻すため、「自然再生推進法」が平成14年12月に公布されています。

平成16年6月には、外来生物による生態系のかく乱を排除するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が制定され、平成25年4月には、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策の強化を図るため、外来生物の定義を改め、特定外来生物が交雑して生じた生物についても特定外来生物に指定できるようにするなどの改正がされています。

平成31年4月には、森林資源の温室効果ガス排出削減や災害防止に向け、市町村による新たな森林整備やその促進に柔軟に活用できる財源として「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が公布されています。

◇◇生活環境◇◇

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会や国民のライフスタイルを見直すため、「循環型社会形成推進基本法」が平成12年6月に公布されています。

平成15年3月には「循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。平成12年からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」等の個別リサイクル関連法が順次制定されています。

環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）について、公的機関による調達推進及び環境情報の提供促進のため、平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が公布されました。

平成31年4月には土壌汚染防止法が改正され、土壌汚染に関する「適切なリスク管理」を推進しています。

また、令和2年6月には建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材へと規制対象が拡大されました。

◇◇地球環境◇◇

地球温暖化防止のため、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」が平成10年10月に公布（平成14年改正）され、平成17年2月には、「京都議定書」が発効されました。COP21で採択されたパリ協定や平成27年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が平成28年5月13日に閣議決定されました。同計画では、2030年度（令和12年度）に2013年（平成25年）度比で26パーセント削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年（令和32年）までに80パーセントの温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものとなっ

ています。

有害な化学物質に対しては、平成11年7月に、ダイオキシン類の排出を規制するための「ダイオキシン類対策特別措置法」及び事業者による有害化学物質の自主管理を推進するため「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」がそれぞれ制定されました。

また、平成28年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、地球温暖化対策計画に定める事項に温室効果ガスの排出の抑制等のための普及啓発の推進及び国際協力に関する事項を追加するとともに、地域における地球温暖化対策の推進に係る規定の整備等の措置を講ずるものとなっています。

平成28年6月には、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）において、使用済自動車の適正処理における安全性を確保する観点から、破砕業者の引取拒否理由に「解体自動車に発炎筒が残置されていること」を追加するため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則」が改正されました。

平成28年8月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（改正PCB特措法）が制定され、高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品に関する定義が明確にされ、排出事業者に課された処理期限が前倒しされるなど期限内の処理に向けて法整備の強化が行われております。

また、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（環境教育促進法）が平成31年4月1日に改正施行され行政や市民、企業に対し環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を自ら進んで行うことが示されたところです。

さらに、令和元年度に小泉環境大臣は「2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとする表明をしたところです。

また、令和元年12月27日に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）の枠組みを基本とした「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」を改正したことで、商品の販売に際して「レジ袋」を有料で提供することでプラスチック製買物袋の排出抑制を促進するため、令和2年7月1日から全国でプラスチック製買物袋の有料化を開始したところです。

（３）千葉県の取組

◇◇環境基本条例と環境基本計画◇◇

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地域の自然、文化、産業などを含んだ魅力ある環境を保全し、快適な環境の実現を目指す環境県政の基本条例である「千葉県環境基本条例」が平成7年3月に制定されました。

平成8年8月には「千葉県環境基本計画」が策定され、この計画に基づいて各種施策が展開されています。その後、地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの地球環境全体の持続性に関わる問題、環境学習の推進など、環境を取り巻く状況が大きく変化したため、同計画を全面改定し、平成20年3月に第二次「千葉県環境基本計画」が策定されました。

また、平成27年3月に計画の見直しが行われ、東日本大震災に起因する新たな環境問題への対応やPM2.5などの新たな環境問題への対応が盛り込まれました。

さらに、環境問題に適切に対応し、豊かで美しい自然環境を将来に引き継ぎ環境・経済・社会的課題の同時解決を目指していくとともに、環境学習の推進と環境保全活動の促進を位置づけ、環境学習の推進と県民、企業・行政など各主体の持つ特性を生かしながら連携・協働していくネ

ットワークを築くことにより、最大限の効果を生み出すことを目標にした第三次「千葉県環境基本計画」を平成31年3月に制定しています。

◇◇自然環境◇◇

優れた天然林や希少な野生動植物が生息・生育している地域、地域住民に親しまれてきた良好な自然環境を守るため、昭和48年4月に「千葉県自然環境保全条例」が制定（平成17年改正）されています。その他、自然環境保全対策として、「自然環境保全協定」、「自然環境保全基礎調査」、「みどりの基金の造成」などが行われ、平成15年3月には、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」が制定されています。その後、平成19年9月には、企業の人的、経済的支援の波及効果により、活動団体の増加が見込まれることから、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」の一部を改正し、企業の参加を推進することになりました。

また、平成20年3月には「生物多様性ちば戦略」を策定し県民自らが問題を提起し、生物多様性について考え、話し合いながら県戦略をつくり上げていくプロセスを提唱しています。

さらに、平成31年3月に制定した「千葉県環境基本計画」では、社会環境の変化による外来生物の捕獲の担い手の減少や有害鳥獣の増加は、生態系への影響ばかりではなく、農業や生活環境にも問題を生じさせていることから、対策を一層強化する必要があるとしています。

◇◇生活環境◇◇

公害防止に関しては、昭和46年7月に「千葉県公害防止条例」を全面改正し、その後も時代に合わせ、度重なる改正が行われています。

廃棄物に関しては、昭和46年9月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定され、その後、廃棄物の適正処理や3R運動を推進し、有限な資源を効率的に利用する循環型社会の構築を目指していくため「千葉県廃棄物処理計画」が平成20年9月に策定されました。その他、産業廃棄物の適正処理を確保するため「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」が平成14年3月に制定されています。

また、平成20年7月には、事業者が定められたい基準を遵守し、地質汚染防止に的確な対応が出来るよう、重金属・揮発性有機化合物等の有害物質による地質汚染の未然防止対策や汚染確認時の対応等、事業者が自主的に取り組む際の具体的な対応策を定めた「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」を制定しています。

また、千葉県環境基本計画を上位計画とした千葉県廃棄物処理計画は、平成28年度を初年度とし、令和2年度を目標年度とする5か年計画である第9次計画が策定されています。

一方、ごみの発生抑制や減量化・再資源化に取り組むため、平成6年11月に定めた「千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針」を改訂し、平成12年3月に第二次千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針である「ちば21ごみゼロプラン」が策定されています。

また、「環境基本法」に基づき平成29年3月28日に「千葉地域公害防止計画」（主要課題に係る公害防止施策のうち、環境大臣の同意が得られた県、市及び一部事務組合が実施する下水道の設置・改築事業など27の公害防止対策事業等を定めている）を作成しました。本計画は、昭和45年の「千葉・市原地域に係る公害防止計画」から続く、県内の公害が著しい地域等を対象とした、公害防止施策に関する計画で、今回の計画は平成28年度から令和2年度までを計画期間としています。

さらに、「水銀に関する水俣条約」が発効したことにより、平成30年から規制対象となった水銀について、適切な対応を図っていく必要を「千葉県環境基本計画」に盛り込んでいます。

◇◇地球環境◇◇

千葉県では、地域特性に応じて、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向を示すとともに、各分野におけるCO₂排出削減目標、吸収量、目標達成のための方法、推進体制の整備等を盛り込んだ「千葉県地球温暖化防止計画」を平成12年に制定し、平成18年6月には平成22年度までの計画期間として改定が行われ、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響から、計画期間を次期計画策定まで延長したのち、国の温室効果ガスの排出量を2030年（令和12年）度までに2013年（平成25年）度比26パーセント削減とする目標を掲げ、現計画である「千葉県地球温暖化対策実行計画」（CO₂CO₂（コツコツ）スマートプラン）を平成28年9月に策定しています。

計画では、2030年度（令和12年度）の県内の温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度比）で22パーセント削減を目指し、家庭、事務所、店舗等、製造業、運輸貨物の分野ごとに削減目標を設定しています。

（４）野田市の取組

◇◇環境基本条例と環境基本計画◇◇

当市では、環境基本法の制定など国や県の基本条例などの施策を受け、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めた「野田市環境基本条例」を平成8年7月に制定しました。

また、生活環境の保全及び公害の防止のための規制などを定めた「野田市環境保全条例」を同時期に制定しています。

清潔できれいなまちを目指すため、当市では、空き缶、吸い殻及び飼い犬の排せつ物等の生活環境を損ねるものの散乱防止などを定めた「野田市環境美化条例」を平成9年3月に制定しています。

また、近年における路上喫煙に伴うたばこの火による通行人のやけどや、吸い殻のポイ捨てなどの問題が指摘されていることから、平成27年4月には、条例の名称を「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」に改正し、ポイ捨てや路上喫煙を禁止し、重点区域での違反者には過料を処することができるようにしています。

「野田市環境基本条例」第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当市では「野田市環境基本計画」を平成11年3月に策定しています。

また、平成23年3月には、環境問題に対して的確に対応するために、計画の見直しを行い、野田市環境基本条例に掲げる基本理念を踏まえた基本方向と重点施策を展開するため、目標年度を令和2年度とする計画を策定しました。

平成28年に策定した「野田市総合計画」では、将来都市像の基本目標の一つとして、「自然環境と調和するうるおいのある都市」を定めて取り組んでいます。

さらに、令和3年3月には国の新たな施策や環境情勢に対応するため令和12年度を目標年度とした「野田市環境基本計画」を策定しました。

◇◇自然環境◇◇

野田市は、利根川や江戸川、利根運河等の豊かな水辺空間を始め、みどり豊かな自然環境が多く残るまちであり、多様な生態系も見られます。このような自然環境を活かしたゆとりある快適な環境整備を推進するため、緑地・レクリエーションゾーンを設定し、市街化調整区域を中心に分布する優良農地については、農業振興の拠点及び都市内の緑地環境として維持保全するための農業振興ゾーンとして設定するなど、様々な取組みを進めてきました。また、野田市のみどり豊かな自然環境を次世代の子どもたちに継承していくために、平成27年3月に生物多様性のだ戦

略を策定し、生物多様性の取組等も進めています。なお、令和4年3月を目標に生物多様性の戦略の見直しを行っているところです。

◇◇生活環境◇◇

公害防止に関しては、昭和46年4月に「野田市公害防止条例」を制定し、翌年の12月には全面改正しています。

当市では、ごみの減量と資源化の推進を図るため、平成7年度に指定ごみ袋制度の導入と粗大ごみの有料化を実施し、大幅なごみの減量化が図られました。

さらに平成24年3月に「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（平成29年度改定）が策定されました。この基本計画の内容は、新清掃工場の建設には、安全・安心はもちろんのこと、環境や地元への負担に配慮し、特にごみの発生を抑制するためには、工場の規模を小さくする必要があるとの意見集約を受け、その中で、全市民的なごみ減量が必要であるとし、同計画では、（1）排出抑制、（2）ごみ減量・リサイクルの促進、（3）ごみ処理システムの整備・拡充、（4）環境保全意識の普及啓発の4項目を重点施策として位置づけしました。現在、野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に掲げる4つの重点施策55の事業及び重点施策に関連するその他の事業の具体的実施方法及び実施時期について、野田市廃棄物減量等推進審議会の中で審議をしています。

また、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、平成9年12月に「野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例」を制定し、さらに、再生土（改良土）も規制対象とするため、平成30年10月には条例の名称を「野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例」に改正し、必要な規制を行っています。

さらに、近年では、香水や制汗スプレーや香り付きの柔軟材に使用されている香料に対する「香害」や洗濯洗剤や香水、整髪料などの日用品に含まれる微量な化学物質に敏感に反応し、頭痛やめまい、吐き気等の症状が発生する「化学物質過敏症」も問題になっています。現在、法による規制がないことから、早急に国より製造者への指導や指針等が待たれるところです。当市としては今のところ健康被害等の相談は発生していないところですが、公共施設等へのポスター掲示等により今後、市民への周知を図っていきます。

◇◇地球環境◇◇

当市では、平成9年12月から市庁舎で温室効果ガスの排出削減に取り組んできたところです。

その後、平成19年4月に市の事務・事業を対象とした「野田市地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成24年8月に「第2次野田市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

さらに、平成29年度に基準年度を平成28年度の排出量24,024.44t-CO₂とした「第3次実行計画」を平成29年8月策定しています。この計画では、令和3年度を目標に総排出量をマイナス2,808.4t-CO₂としています。なお、「第3次実行計画」においては目標年度が令和3年度であることから、見直しを実施いたします。次期計画では市役所庁舎や施設を超え市民や事業者に向けた努力目標についても検討を進めたいと考えます。当市では、地球温暖化、環境負荷の軽減を図るため、電気自動車の導入を令和2年から実施しているところです。

また、再生可能エネルギーの普及を推進する一方で、太陽光発電設備に関して、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境の保全を図るため、平成31年4月に「太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定したところですが、太陽光発電施設周辺の住民への不安解消のため、令和3年度施行の条例改正を行っているところです。

令和2年7月28日には、北茨城市を会長とする「廃棄物と環境を考える協議会」の呼びかけにより、当市においてもゼロカーボンシティ宣言を行ったところであり、今後具体的な取組内容等の検討を進めてまいります。

平成31年4月から雨水の利用を目的とした「雨水貯留タンク設置費補助金」制度によりタンクに貯留した雨水を散水や災害時のトイレの水等に利用することで水資源の有効利用につながるとともに下水道、河川等への雨水の集中的な流出への抑制が期待できます。

また、SDGsについては、環境部門にとどまらず全市全体の計画に反映できるよう調整を進めてまいります。

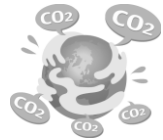
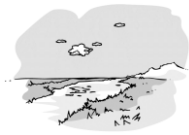
◇◇地域環境◇◇

清潔できれいなまちを目指すため、空き缶、吸い殻及び飼い犬の排せつ物等の生活環境を損ねるものの散乱防止などを定めた「野田市環境美化条例」を平成9年3月に制定し、平成27年4月には、条例の名称を「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」に改正し、ポイ捨てや路上喫煙を禁止し、重点区域での違反者には過料に処することができるように改正しています。

さらに、市内各駅でのポイ捨て調査や、近隣市と合同で喫煙マナー向上ポイ捨て防止キャンペーンを行うなど、マナー向上を図っています。

自治会等が行う不法投棄物清掃や公園清掃、側溝清掃、市道等の雑草除去を行う環境美化の活動を引き続き支援するとともに啓発を推進します。

また、当市でも空き地や空き家ついて、雑草の繁茂による衛生害虫の発生や火災、防犯上の危険が発生しており、所有者や相続者が判明した案件に対しては、適正な管理のお願いを状況に応じて行っているところですが、相続者が不明なものについては、行政による管理等への権限がないことから国へ法整備などへの働きかけが必要となってきました。



◇◇環境行政の流れ◇◇

《年》	《世界の動向》	《国の動向》	《千葉県の動向》	《野田市の動向》
昭和 42 年		「公害対策基本法」 制定	「千葉県公害防止条 例」制定	
昭和 47 年		「自然環境保全法」 制定	「廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施 行規則」制定	「野田市公害防止条 例」全面改正
昭和 48 年			「千葉県自然環境保 全条例」制定	
昭和 63 年	気候変動に関する政 府間パネル（IPCC） 設置 オゾン層の保護のた めのウィーン条約発 効			「野田市公害防止条 例施行規則」一部改正
平成 4 年	地球サミット（国連 環境開発会議）開催		「千葉県環境会議」設 置	
平成 5 年		「環境基本法」制定	「千葉県環境憲章」制 定	
平成 6 年	気候変動に関する国 際連合枠組条約発効	「第一次環境基本 計画」策定		
平成 7 年			「千葉県環境基本条 例」「千葉県環境保全 条例」制定	
平成 8 年			「千葉県環境基本計 画」策定	「野田市環境基本条 例」「野田市環境保全 条例」制定
平成 9 年	気候変動枠組条約第 3 回締約国会議にて 京都議定書採択			
平成 12 年		「循環型社会形成 推進基本法」制定 「第二次環境基本 計画」策定	「千葉県地球温暖化 防止計画」策定 「ちば 21 ごみ ゼロプラン」策定	
平成 14 年	ヨハネスブルグサミ ット（持続可能な開 発に関する世界首脳 会議）		「ちば環境再生計画」 「千葉県廃棄物処理 計画」「千葉県廃棄物 の処理の適正化等 に関する条例」制定	
平成 17 年	京都議定書発効	「第三次環境基本 計画」策定		

平成 19 年				「野田市地球温暖化対策実行計画」
平成 20 年			「千葉県環境基本計画」「千葉県廃棄物処理計画」改訂版策定	
~~~~~				
平成 23 年		「第四次環境基本計画」策定		
平成 24 年		「第四次環境基本計画」策定		「野田市地球温暖化対策実行計画」改訂
~~~~~				
平成 27 年	COP21 (21世紀後半の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す) 持続可能な開発目標(SDGs) 海洋プラスチック問題	持続可能な開発目標(SDGs)実施指針の策定	「千葉県環境基本計画」の見直し「第9次千葉県廃棄物処理計画」「千葉県地球温暖化防止計画」策定	「野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例」名称変更(旧野田市環境美化条例)し梅郷駅東・西口周辺を重点区域に指定
平成 28 年				「野田市環境保全条例施行規則」一部改正
平成 29 年				「野田市環境基本計画」「地球温暖化対策実行計画」改訂
平成 30 年			「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」制定	「野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」及び同施行規則改正
平成 31 年 令和元年		レジ袋有料化に向けた省令の制定	「千葉県環境基本計画」策定(第三次)	
令和 3 年				「野田市環境基本計画」策定

2 計画策定の概要

（１）本計画の目的

「野田市環境基本計画」（以下「本計画」という。）は、野田市の望ましい環境像（環境の将来の目標像）を明らかにして、市、事業者及び市民のすべての人々が、それぞれの立場で連携・協働して望ましい環境像を実現するために取り組んでいく計画です。

そして、そのような取組を推進していくことによって、自然と人々が共存・共栄する持続可能な社会を築き、市民の健康で豊かな生活を実現するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいくことを目的としています。

（２）本計画の考え方

当市では、平成8年7月に、「環境の保全について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ことを目的として、「野田市環境基本条例」を制定し、当市の環境保全のための基本理念などを示しています。

本計画は、この「野田市環境基本条例」に示された基本理念を実現するため、市、事業者及び市民が協働して、環境を保全及び創造し、環境への負荷の少ない、環境と共生した持続的な発展が可能なまちを実現するため、創造に関する目標や施策の大綱、配慮指針などを示す、環境分野の最上位計画として策定するものです。



◇野田市環境基本条例の4つの基本理念◇

- ◎環境の保全是、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
- ◎環境の保全是、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を防止するよう行わなければならない。
- ◎環境の保全是、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- ◎地球環境保全是、国際協力の見地から、積極的に推進されなければならない。

◇野田市環境基本条例（環境基本計画に関する抜粋）◇

（環境基本計画の策定）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、野田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

◇市、事業者及び市民の責務（野田市環境基本条例より抜粋）◇

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

（３）本計画の役割

本計画は、基本的には市が策定し実施する、いわゆる「市計画」ですが、環境問題は市だけでは解決できないものであることから、社会全体の目標の達成に向けて事業者、市民、教育関係者及びNPO等の市民活動団体も含んだすべての主体が実施するという「社会計画」としての性格を併せ持つ計画です。

本計画は、この目的を達成するため、次の役割を担っています。

◎環境の現況をとらえ、問題点や課題を示します。

＜第2章・第3章・第4章＞

当市の環境の現状を踏まえ、どんなところが問題になっているか」あるいは「今後の課題として何があるのか」などを各種の統計資料及びアンケート資料などから整理し、現状や問題点、課題を示しています。

◎目標とする環境像を定め、それを実現するための基本方向を示します。

＜第5章・第6章＞

環境を長期的な視点でとらえ、当市が目標とする「環境像」を定め、それを実現するための「基本方向」を示しています。

◎望ましい環境像の実現に向けたす目標と具体的施策を示します。

＜第5章・第6章・第7章＞

「基本方向」を達成するために、「個別的な目標」と「具体的施策」を示しています。

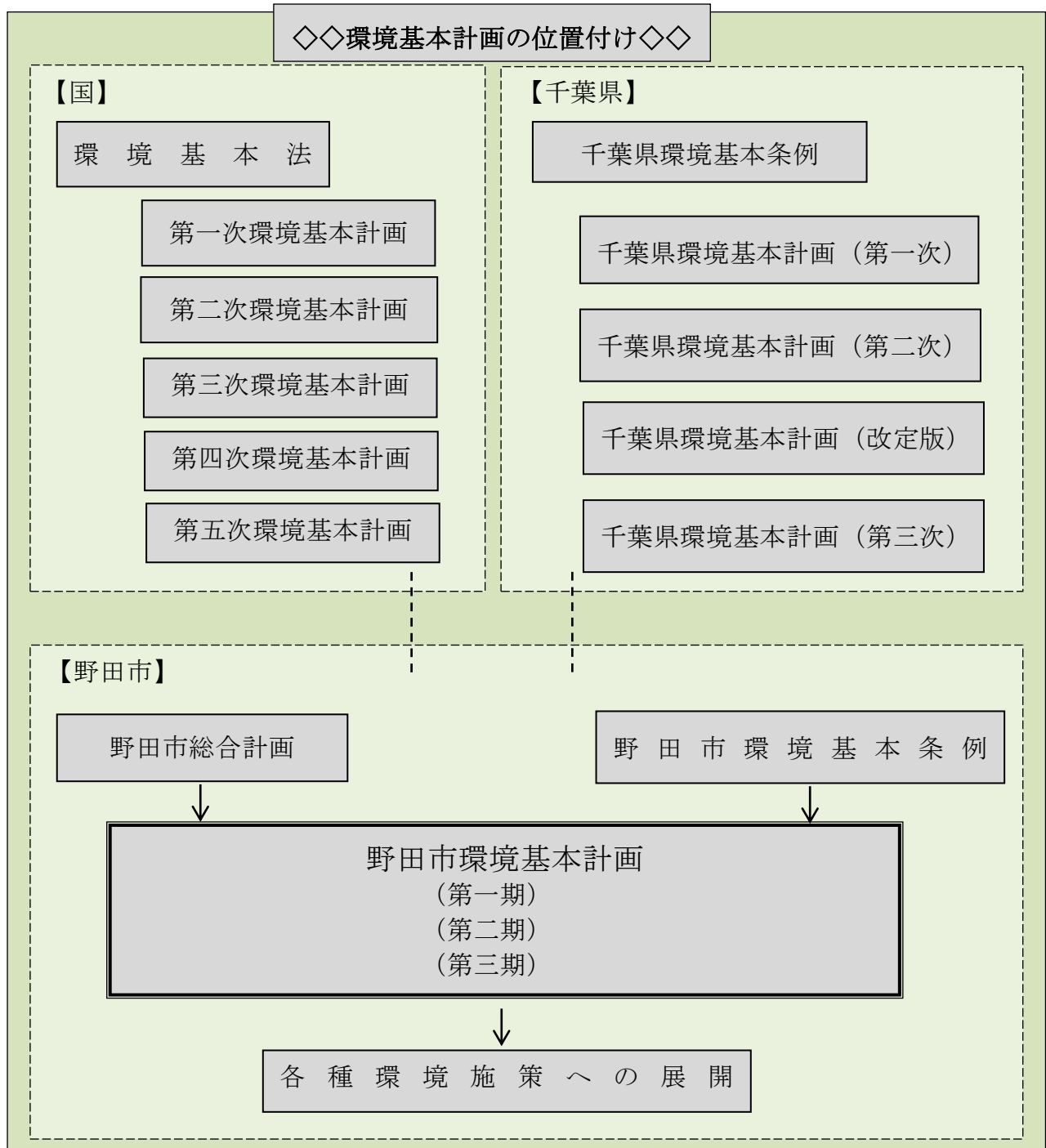
◎市、事業者、市民等が行う具体的な取組を示します。

＜第6章＞

市、事業者、市民、教育関係者及びNPO等の市民活動団体が一体となってそれぞれの立場で行動を実践していくための「具体的な取組」を示しています。

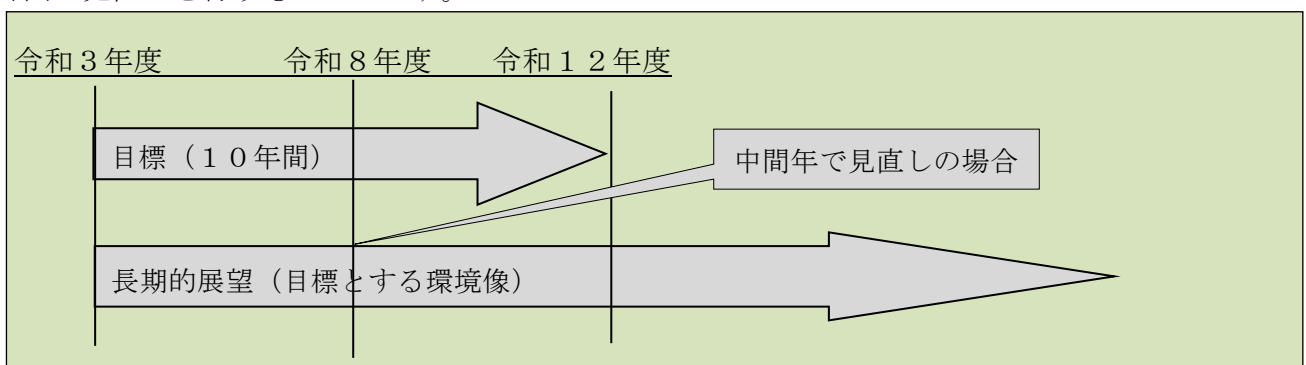
（４）本計画の位置付け

本計画は、国や県の関連法や条例、関連計画と連携し、「野田市総合計画」と整合を図りながら、市の各種施策の環境に関する事項や施策の推進に当たっての指針となります。



（５）本計画の期間・目標年次

本計画は、令和３年度を初年度とし、１０年後の令和１２年度を目標年度とします。ただし、今後、環境問題や社会情勢の変化などを踏まえ、計画の実効性を高める観点から、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



本計画が対象とする地域は、野田市全域とし、市域を越えた広域的な取組が必要となる場合には、周辺地域の環境や地球環境も考慮した上で、関係自治体と密接な連携を図りながら施策を講じます。

（７）本計画に取り組む各主体とその役割

環境問題に対して取組、それを解決して持続的な社会を築いていくためには、市・事業者・市民それぞれが環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組んでいくとともに、相互に連携・協働していくことが重要です。また、教育関係者や市内で環境に関する取組を行っているＮＰＯ等の市民活動団体も、重要な活動主体となることが期待されています。これにより、本計画の主体は、当市の構成員（市、事業者及び市民）に教育関係者とＮＰＯ等の市民活動団体を加えて設定します。

各主体は、「野田市環境基本条例」の各主体の責務を踏まえ、次のような役割が期待されます。

◆◆市の役割◆◆

市は、環境基本条例の基本理念にのっとり、環境の保全に関する計画の策定や施策を実施していくという役割を担います。また、計画の策定や実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、事業者、市民、教育関係者及びＮＰＯ等の市民活動団体の環境保全に資する取組を支援するよう努めていく必要があります。

◆◆事業者の役割◆◆

事業者は、地域を担う一員として、事業活動を行うに当たり、公害の防止や自然環境を保全するなど、環境への負荷の低減に必要な措置を講じていかなければなりません。また、事業活動においては、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全の施策に協力し、持続的に発展できる社会を構築していくという役割を担います。

◆◆市民の役割◆◆

市民は、健全で豊かな環境の恵みを受けていることを意識して、この環境を将来の世代に継承していくという役割があります。このためには、日常生活において資源やエネルギーの節約、廃棄物の排出を抑制するなど、自ら環境に配慮して行動し、積極的に環境活動に参加していくとともに、市が実施する環境保全の施策に協力していく必要があります。

◆◆教育関係者の役割◆◆

教育関係者は、研究や調査を通じて得られた知見を広く市民に伝えるとともに、環境教育や環境保全の実施、子どもたちの感受性を育成し、人材を育てる役割があります。また、環境に関する研究成果を地域に還元することが期待されています。

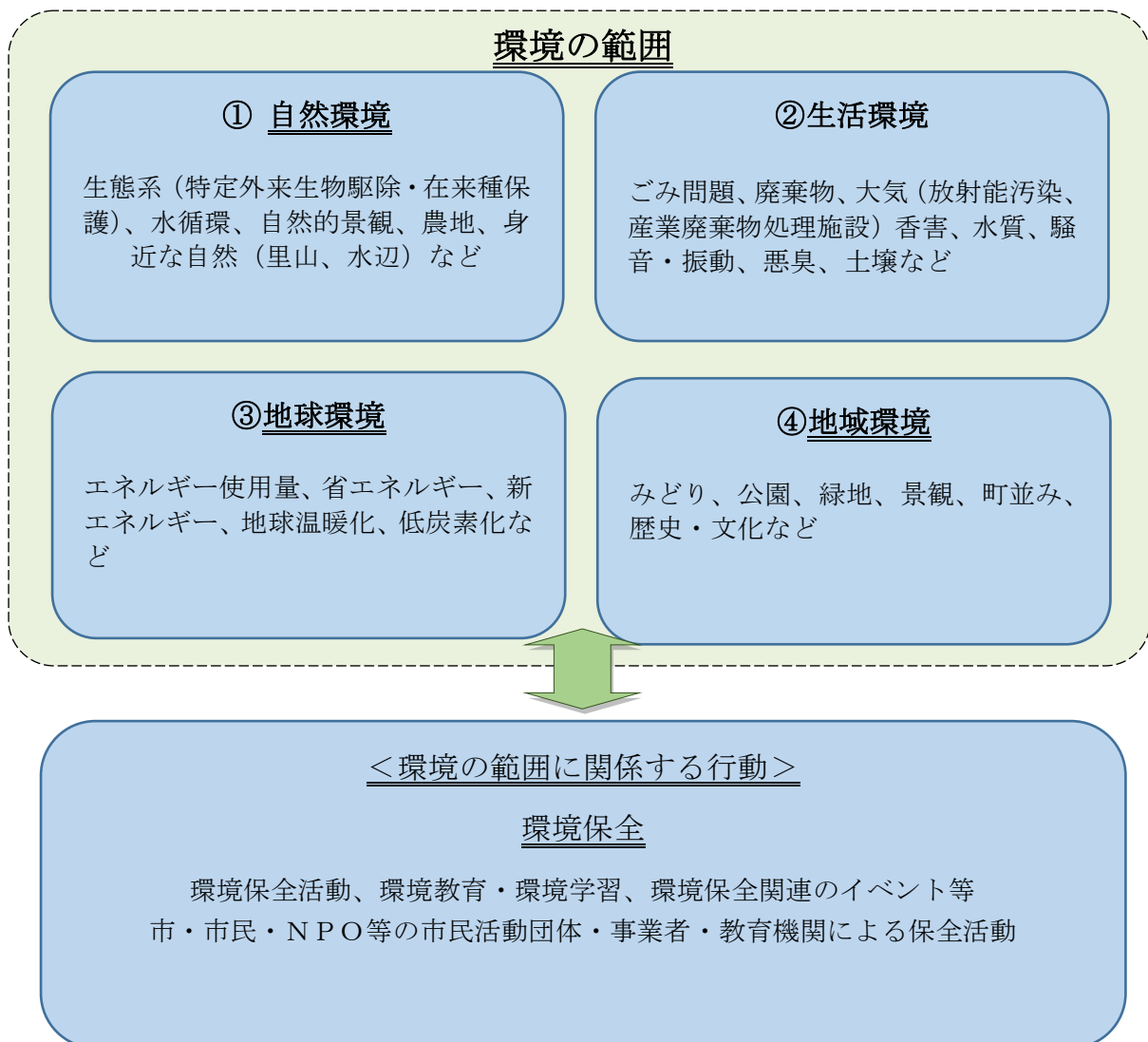
◆◆ＮＰＯ等の市民活動団体の役割◆◆

環境保全活動の率先的な取組を行い、環境情報の提供、事業者や行政の取組を評価・提言する役割があります。このためには、他の団体や市、事業者、市民等との連携を密にし、公益的視点に立った活動をしていくことが期待されています。

（８）本計画が対象とする環境の範囲

本計画は、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的にとらえてい

くものとし、自然環境、生活環境、地域環境から地球環境まで幅広く対象の範囲とします。また、各環境分野の行動に関する環境保全のための行動についても対象とします。



第2章

環境の現状



まめバス

第2章 環境の現状

1 地域の概況

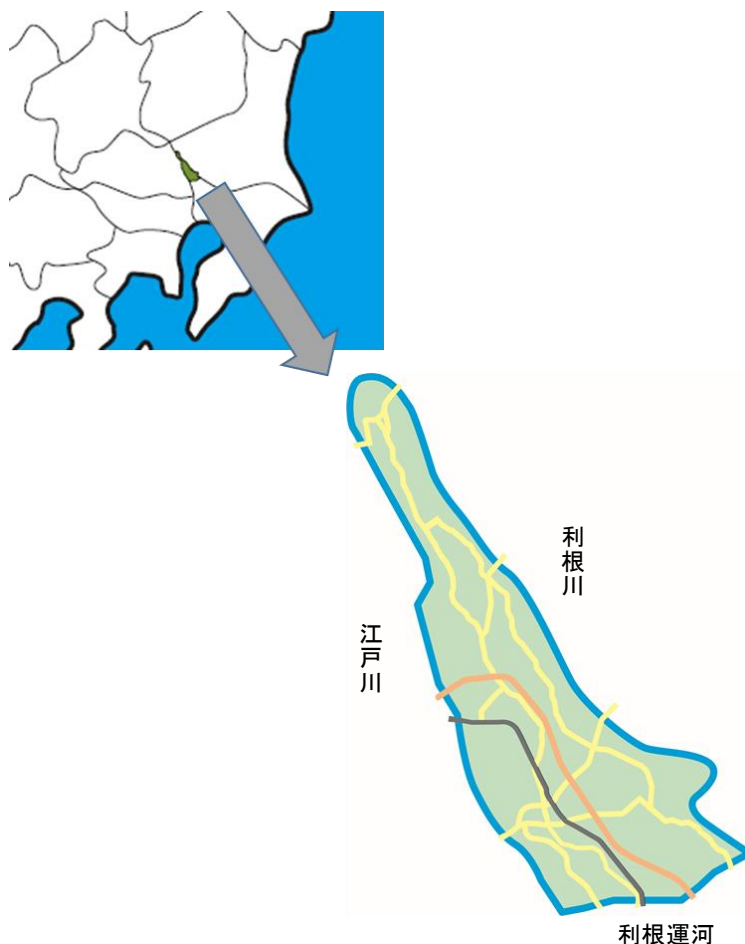
(1) 地勢・沿革

当市は、千葉県の北西部に位置し、東京から30km圏内にあります。南は利根運河、東は利根川、西は江戸川と三方を河川に囲まれた地形に恵まれ、豊富な水とみどり豊かな自然環境の中で、古くからしょうゆ醸造業を中心に発展してきた歴史があります。市のほぼ全域に台地が分布しており、台地面は利根川と江戸川にそそぐ多くの河川や水路により谷やくぼ地が形成され、複雑な地形になっています。また、河川流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した自然堤防も形成されています。

合併に関しては、明治22年の市制町村制によって、1町3村で形成されていた野田地域は戦後復興が進む「昭和の大合併」により、昭和25年に市制を施行、昭和32年には2村と合併し、旧野田市が誕生しました。一方、関宿地域は明治22年の合併により1町2村で形成されていましたが、昭和30年に合併し、旧関宿町が誕生しました。

その後、野田市は、自治体行政基盤の強化を図り、総合的行政能力向上のため、平成15年6月6日に隣接する旧関宿町と合併し、「新しい野田市」が誕生しました。

野田市地図

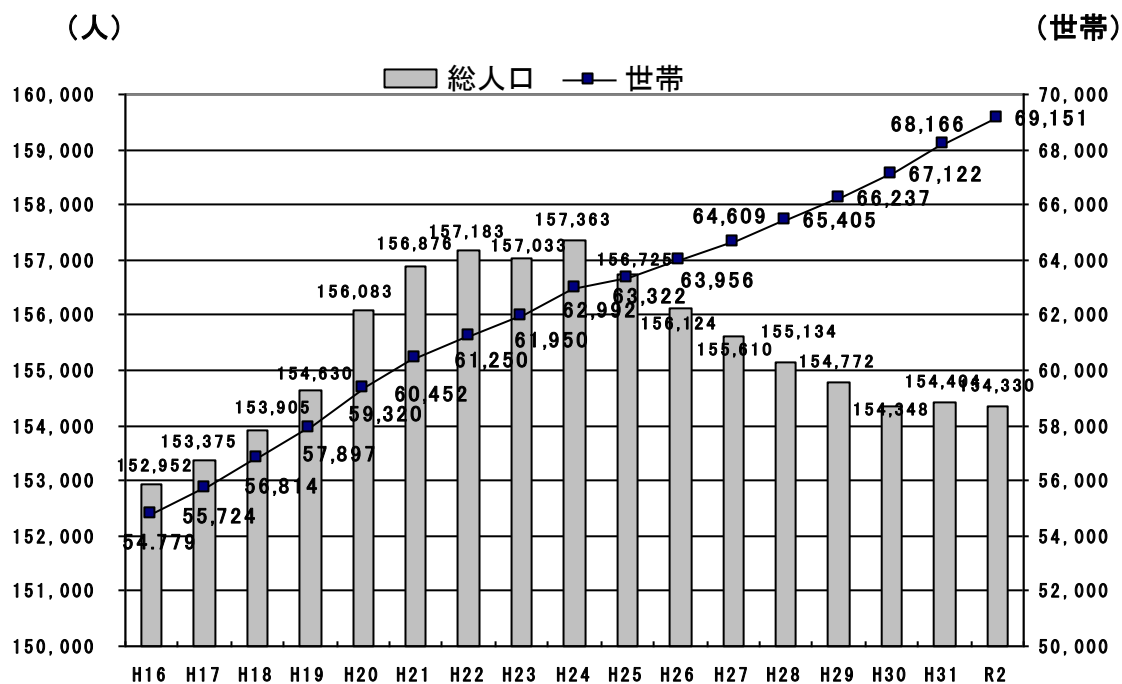


(2) 人口・世帯数

当市の人口は、平成24年をピークに減少傾向に転じており、令和2年4月1日現在で154,330人となっています。世帯数は、住宅開発に伴う住宅購買意欲の増進などの影響により、核家族化が進み、令和2年4月1日現在で69,151世帯となっています。

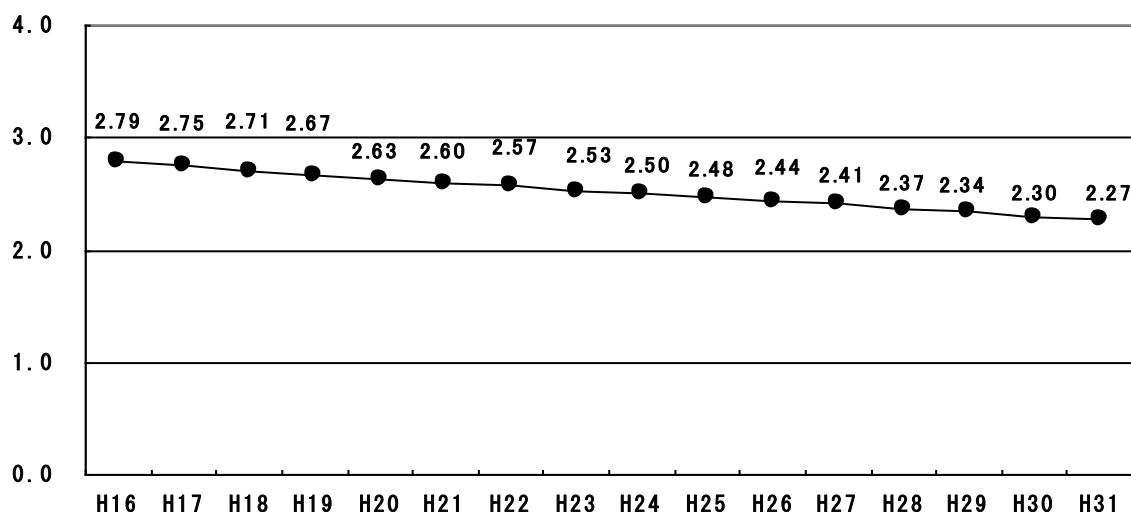
また、一世帯当たりの人数は、小世帯化が続いており、平成31年4月1日現在、2.27人となっています。

人口及び世帯数の推移（資料：住民基本台帳各年4月1日現在）



世帯当たりの人数（資料：住民基本台帳各年4月1日現在）

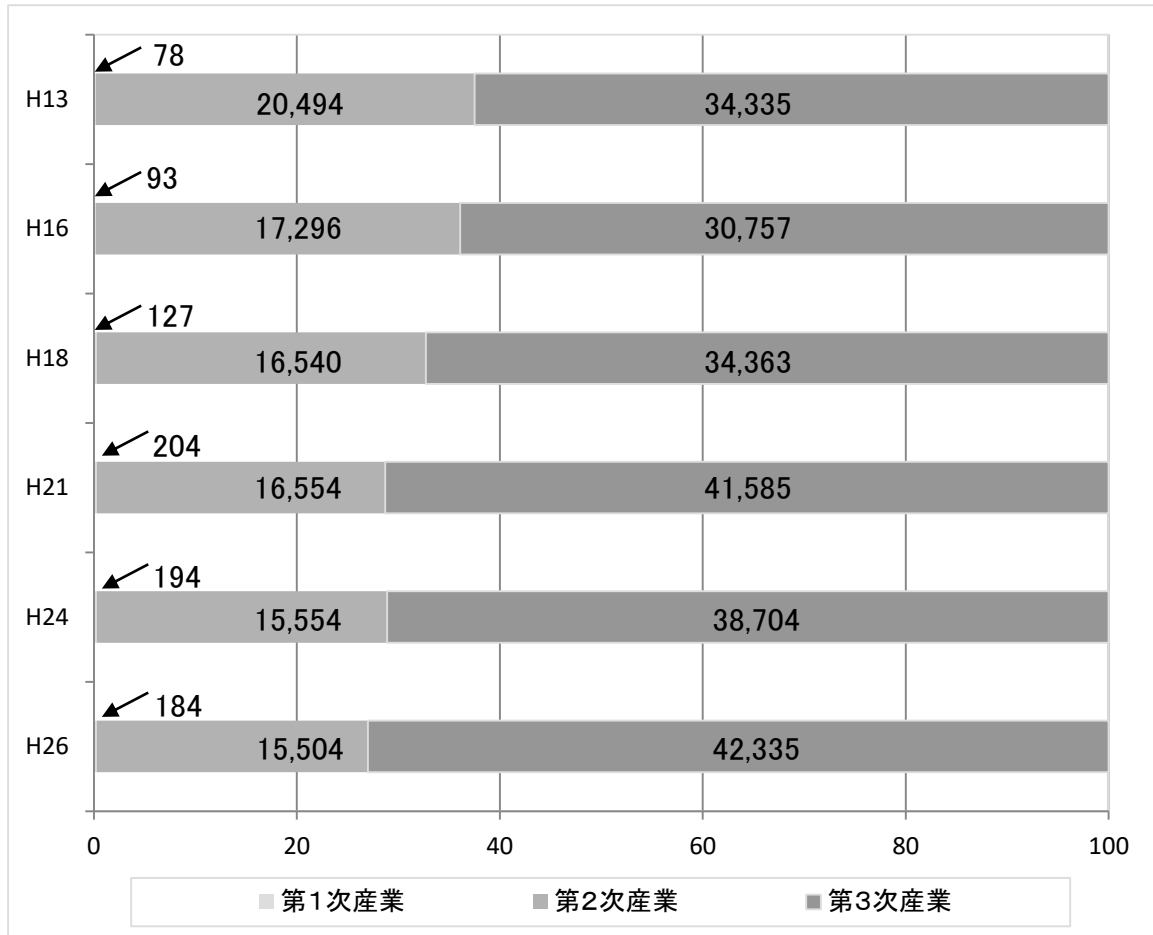
(人/世帯)



(3) 産業

当市の産業は、平成26年経済センサス基礎調査によると、産業従事者総数は、58,023人（公務除く）であり、その内訳は、第1次産業（農業、林業など）が1,84人（0.3パーセント）、第2次産業（製造業・鉱業・建設業など）が15,504人（26.7パーセント）、第3次産業（サービス業・運輸通信業・金融業など）が42,335人（73.0パーセント）となっており、第2次産業は減少、第3次産業は増加の傾向となっています。

産業別従業者数の推移（資料：経済センサス基礎調査）（人）



※基礎調査は5年毎に実施 直近は平成31年度調査実施のため集計中



野田市の農業



野田市の製造業

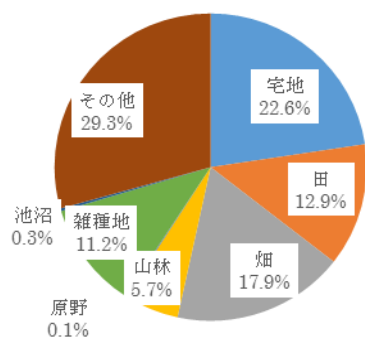
(4) 土地利用

当市の総面積は103.55km²です。最近の地目別面積では、土地利用に目立った変化はなく、ほぼ横ばいで推移しており、平成31年1月1日現在、宅地は23.6パーセント、田・畑は29.1パーセント、山林、原野、雑種地及び池沼で17.7パーセントとなっています。

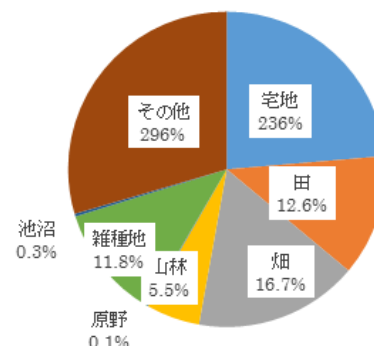
地目別土地面積

地 目	平成21年1月1日現在		平成31年1月1日現在	
	面積 (m ²)	構成比 (%)	面積 (m ²)	構成比 (%)
宅地	23,407,746	22.6	24,495,471	23.6
田	13,403,745	12.9	12,886,367	12.4
畑	18,483,787	17.9	17,306,639	16.7
山林	5,884,862	5.7	5,655,775	5.5
原野	127,731	0.1	119,672	0.1
雑種地	11,563,960	11.2	12,188,949	11.8
池沼	301,183	0.3	296,659	0.3
その他	30,366,986	29.3	30,600,468	29.6
総数	103,540,000	100.0	103,550,000	100.0

(資料:野田市統計書)



(平成21年1月1日現在)



(平成31年1月1日現在)



野田市の住宅地



野田市の商業地

(5) 交通状況

当市の鉄道等の公共交通機関は、通勤、通学を始め、日常生活に欠くことのできない交通手段となっているほか、まちづくりなどの基盤として重要な役割を担っています。

当市の交通状況は、都心に近接していますが、東京へ直結する鉄道がなく、また、市内を通る鉄道である東武野田線が単線であるため、通勤、通学等における交通の利便性の向上は、野田市にとって魅力あるまちづくりのための大きな要素となっています。

そのため、環境への負荷の低減などに配慮しながら、東京直結鉄道の整備、東武野田線の複線化などによる広域的な公共交通の利便性が求められています。

市内には、野田市駅を始め六つの駅があり、最近の乗降人員は、平成30年度の一日平均は333,652人であり、平成21年度比で2,396人増となっています。

一方、市内の自動車保有台数は、平成30年度は109,774台となっており平成21年度比で7,731台増となっています。地球環境問題への貢献も含め、市民は自家用車の利用を控え、鉄道及びバスなど、積極的に公共交通機関を利用することが期待されています。乗降客数及び自動車保有台数の過去10年の動向は、平成21～30年度までは増加傾向を示し、平成22年、数値が落ち込みましたが、平成23年度から再び増加傾向を示しています。

また、道路網は、国道16号が市の中央部を貫き、南北方向の主要な交通動線として大きな役割を果たしていますが、三方を河川に囲まれる地形を持つ特性から、各河川を渡る幹線道路において、日常的な交通渋滞が見られます。市街地内においても東武野田線の踏切による交通渋滞が見られるため、愛宕駅・野田市駅周辺の2.9kmを高架化し、踏切渋滞を解消する連続立体交差事業が進められています。

また、平成16年1月より野田市が運営するコミュニティバス「まめバス」が運行されており、市内の各所を結ぶ12ルートが設定されています。まめバスの乗車人数は、平成22年度までは、34万人以上でしたが、近年では30万人以下が続いています。運航経費を考慮しながら多くの市民に利用いただけるよう平成31年4月より大幅な運行ルートの見直し等を行ったところです。

市内各駅別1日平均運輸状況

(人/日)

駅名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
川間	9,289	9,166	9,028	9,021	8,985	8,679
七光台	2,347	2,439	2,681	2,958	3,185	3,233
清水公園	1,951	1,972	1,961	2,084	2,076	2,141
愛宕	4,643	4,629	4,598	4,661	4,727	4,749
野田市	4,946	4,917	5,001	5,175	5,220	5,151
梅郷	8,080	8,022	8,016	8,136	8,323	8,280
合計	31,256	31,145	31,285	32,035	32,516	32,233

駅名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
川間	8,685	8,605	8,718	8,740
七光台	3,382	3,572	3,631	3,581
清水公園	2,284	2,440	2,566	2,571
愛宕	4,812	4,794	4,896	4,973
野田市	5,122	5,108	5,086	5,045
梅郷	8,381	8,484	8,685	8,742
合計	32,666	33,003	33,582	33,652

自動車保有台数

(台)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
102, 037	98, 291	99, 388	100, 535	101, 906	102, 979

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
104, 405	105, 183	107, 624	109, 774

(資料：野田市統計書)

まめバス乗車人数

(人／年)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
関宿城ルート	14, 997	15, 351	9, 598	9, 461	8, 837
北ルート	165, 810	163, 172	149, 898	150, 929	151, 433
新北ルート	19, 355	20, 486	18, 174	19, 225	18, 933
中ルート	22, 066	23, 164	14, 033	14, 411	15, 497
南ルート	101, 673	103, 680	98, 857	99, 480	98, 363
新南ルート	19, 466	22, 314	14, 698	13, 241	13, 600
合 計	343, 367	348, 167	305, 258	306, 747	306, 663

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
関宿城ルート	8, 565	8, 510	6, 239	4, 783	4, 613
北ルート	152, 402	150, 851	146, 460	143, 749	140, 127
新北ルート	19, 516	19, 198	19, 390	20, 322	19, 885
中ルート	15, 588	14, 768	14, 069	15, 023	15, 573
南ルート	102, 051	102, 988	96, 334	96, 798	101, 660
新南ルート	14, 608	16, 059	15, 712	16, 135	15, 326
合 計	312, 730	312, 374	298, 204	296, 810	297, 184

(資料：野田市統計書)

（６）歴史・文化財

当市には、国の特別天然記念物コウノトリをはじめとして国や県、市を合わせて３５件の指定文化財、５０件の登録文化財、１件の記録選択文化財があります。市域ではこれらを核とした郷土の人々の生活や生業と風土が織りなす地域特有の文化的景観が形成されています。

野田地域には、水運の恩恵を受けて近世から現代に至るまで隆盛を極めてきたしょうゆ醸造業の歴史があり、国指定名勝「高梨氏庭園」などの醸造家の住宅庭園や、文化施設である国登録有形文化財「興風会館」のほか社屋、醸造蔵、水道施設、小学校など多くの歴史的な建物がのこされており、それらが近代的な工場群と共存する独特な景観を見ることができます。

一方、関宿地域には、古来より水上交通の要衝として関宿城とその城下町が営まれた歴史があり、関宿城本丸の一部が市史跡「関宿城跡」、城門の一つが市有形文化財「関宿城埋門」として、また武家屋敷町の一部と寺町ものこされており、水運でにぎわった関宿城下の往時の景観をしのぶことができます。



市民会館（旧茂木佐平治家居）

（７）公園・緑地

当市の公園や緑地は、市民の憩いの場やスポーツ、レクリエーションの場として、整備されています。

東武野田線の清水公園駅から広がる「清水公園」は、「日本さくら名所１００選」に選ばれるほどの桜の名所として知られており、関東有数のつつじの名所にもなっています。

また、広い敷地内に様々なスポーツ施設と子どもたちが遊べる施設を併設した総合的な運動公園である「野田市総合公園」などがあり、市民がスポーツに親しむきっかけ作りになっています。

その他、市域を囲む利根川、江戸川及び利根運河の沿岸にはサイクリングロードが整備され、休日にはサイクリングやジョギングを楽しむ多くの市民が見られます。



野田市サイクリングロード

2 環境の現状

(1) 大気

大気汚染は、主として工場・事業所等の固定発生源から排出されるばい煙や、自動車等の移動発生源からの排出ガス等によって引き起こされます。これらの汚染物質に対しては、大気汚染に係る環境上の条件に関して、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、環境基準が定められています。

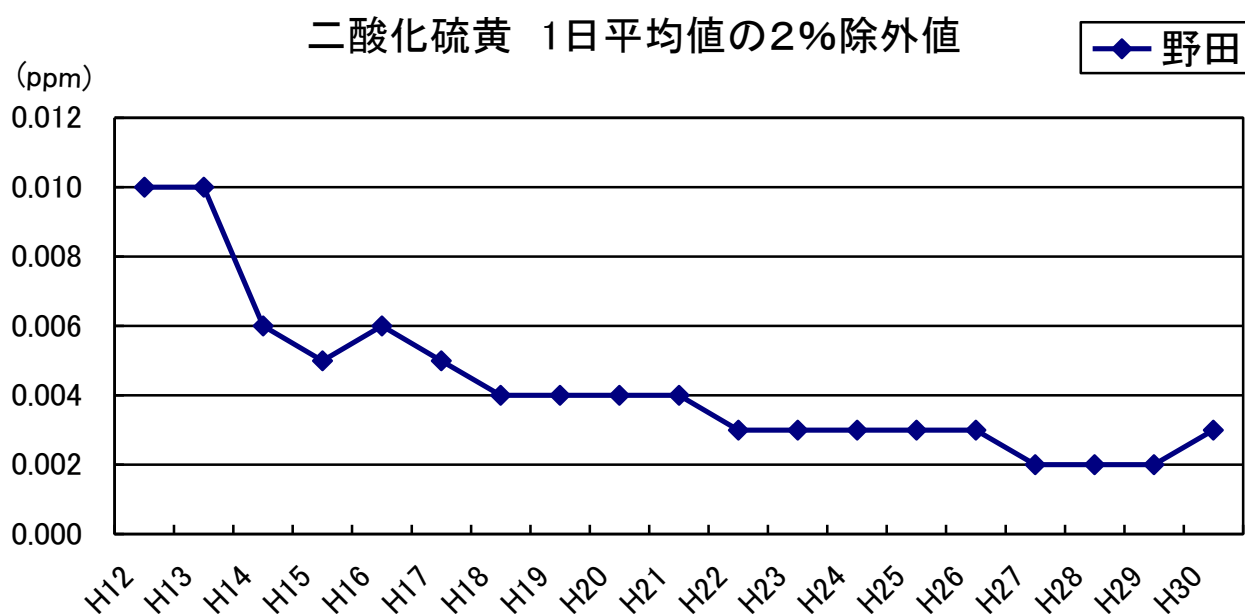
市内における大気汚染の監視・測定は、中央小学校裏校庭の大気汚染野田測定所、二川中学校校庭の大気汚染桐ヶ作測定所の2か所で行われています。

また、自動車から排出される大気汚染物質の監視・測定は、市役所に隣接した国道16号沿いの中央の杜の自動車排ガス測定所で行われています。

① 硫黄酸化物

大気中の硫黄酸化物は、主として工場等で使用される石炭・石油等の化石燃料の燃焼により排出され、呼吸器官を刺激して、ぜんそくや気管支炎などの原因となるほか、酸性雨の原因となり、植物にも影響を与えることが知られています。

当市における二酸化硫黄の濃度（日平均値の2パーセント除外値）は、長期的にはわずかに低下傾向にあり、低濃度で安定したレベルを保持しています。野田測定所における測定結果では、環境基準に係る長期的・短期的評価については、過去10年以上連続してこれを達成しています。



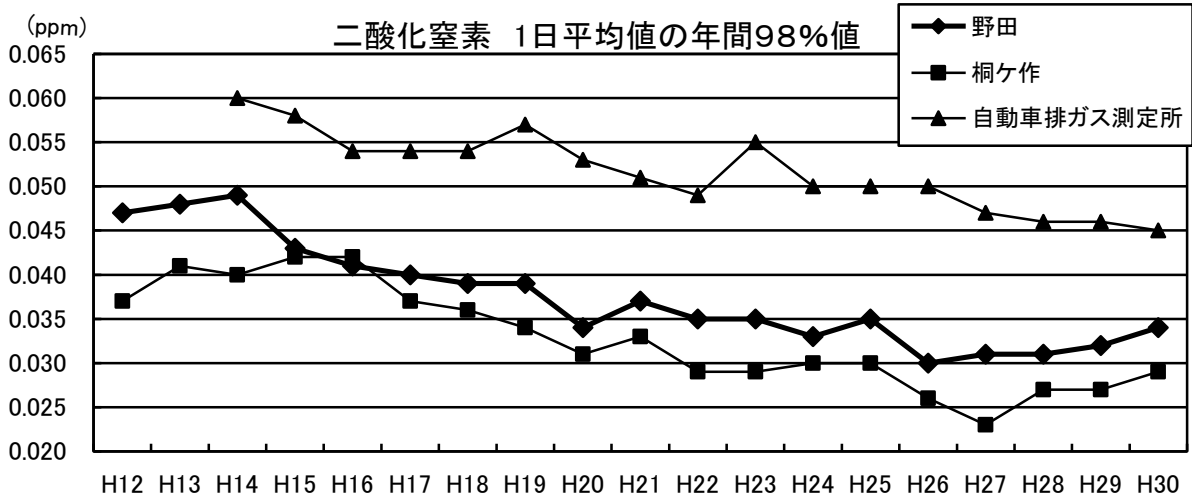
※二酸化硫黄環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

※2パーセント除外値とは1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2パーセントの範囲にある測定値を除外した後の最高値をいう。

② 窒素酸化物

窒素酸化物は、物の燃焼に伴って大気中の窒素が酸化されて発生するものや燃料中の窒素が酸化されて発生するものなどがあり、これらの反応物質として一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）等が生成されます。これらは呼吸器系に影響を与え、また、光化学スモッグの主要原因物質

となります。最近では、各地で自動車等の移動発生源から発生する窒素酸化物（ NO_x ）や浮遊粒子状物質（ SPM ）などによる大気汚染が問題視されていますが、市内の各測定所における二酸化窒素濃度（日平均値の年間98パーセント値）の経年変化では、二酸化窒素は減少する傾向が見られ、全測定所において過去10年以上連続して、環境基準を達成しています。ただし、県の環境目標値については、自動車排ガス測定所において未達成となっています。



※二酸化窒素環境基準：1日平均値の年間98パーセント値が0.06ppm以下であること。

※98パーセント値とは1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98パーセント目に当たる値

※千葉県環境目標値：日平均値の98パーセント値が0.04ppm

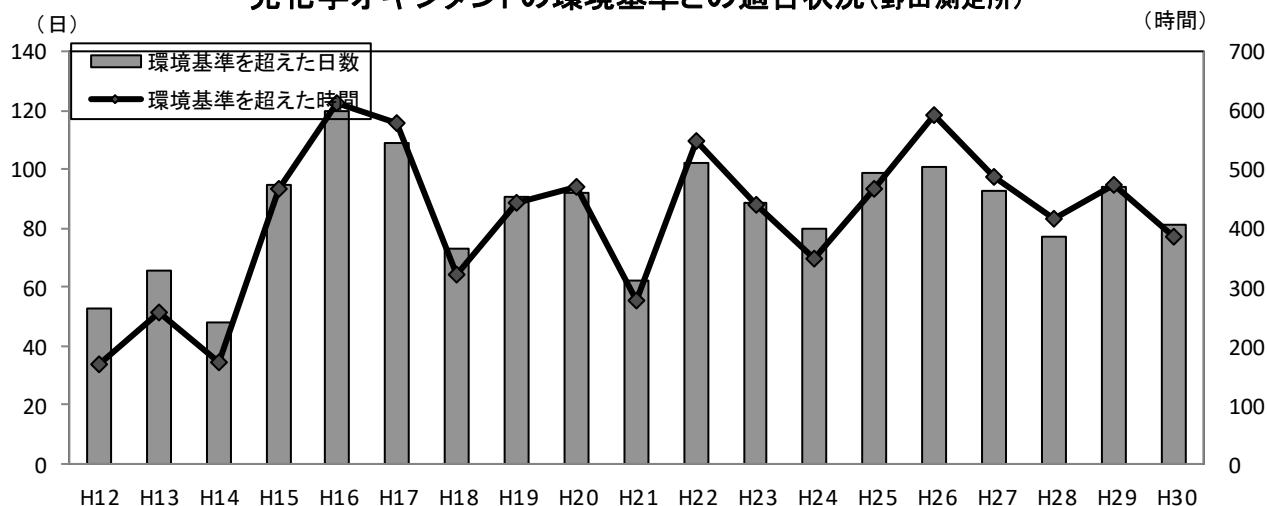
※平成13年以前は自動車排ガス測定所については測定開始前（測定器設置前）

③ 光化学オキシダント

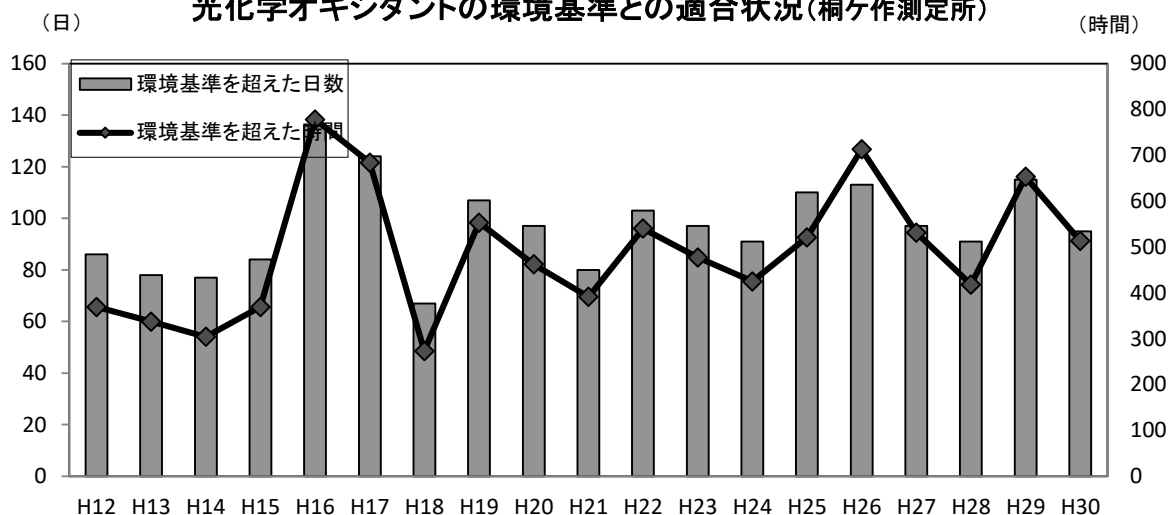
光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素等の1次汚染物質が、太陽光線（紫外線）により化学反応を起こして生成される2次汚染物質であり、光化学スモッグの原因になっています。

当市における光化学オキシダントは、環境基準（昼間の1時間値が0.06ppm以下）を達成しておらず、市内測定所におけるオキシダント濃度が環境基準を超えた日数と時間数は、近年横ばいか、わずかに上昇傾向にあります。なお、光化学スモッグに係る健康被害の防止については、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」により、オキシダント濃度が高くなると注意報や警報等が発令されますが、昭和48年以後、当市では光化学スモッグによる被害の報告はありません。

光化学オキシダントの環境基準との適合状況(野田測定所)



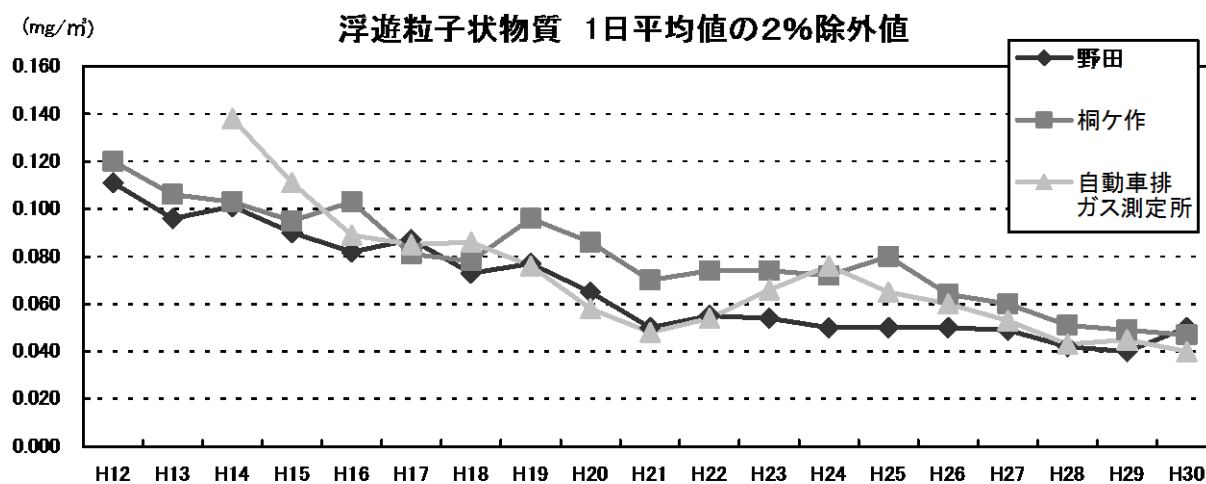
光化学オキシダントの環境基準との適合状況(桐ヶ作測定所)



④ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロ・メートル）以下のものをいい、工場・自動車・火山活動等により大気中に放出されたススや粉じん等の物質で構成されています。この物質は、気道や肺胞などに付着して、呼吸器疾患の増加など人間の健康に悪影響を及ぼすものとして考えられています。

当市における浮遊粒子状物質の濃度（日平均値の2パーセント除外値）は、過去10年の長期的評価に係る環境基準は達成しています。一方、短期的評価については、濃度が上下する関係から環境基準を達成することは難しい状況となっていますが、平成26、27年度の環境基準は達成しています。



※浮遊粒子状物質 (SPM) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/立方メートル以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/立方メートル以下であること。

※2 パーセント除外値とは 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2 パーセントの範囲にある測定値を除外した後の最高値をいう。

※長期的評価方法：1 日平均値の 2 パーセント除外値が 0.100mg/立方メートル以下で、かつ、1 日平均値 0.100mg/立方メートルを超えた日が 2 日以上連続していないこと。

※平成 13 年以前は自動車排ガス測定所については測定開始前（測定器設置前）

(2) 水質

① 河川・排水路の水質状況

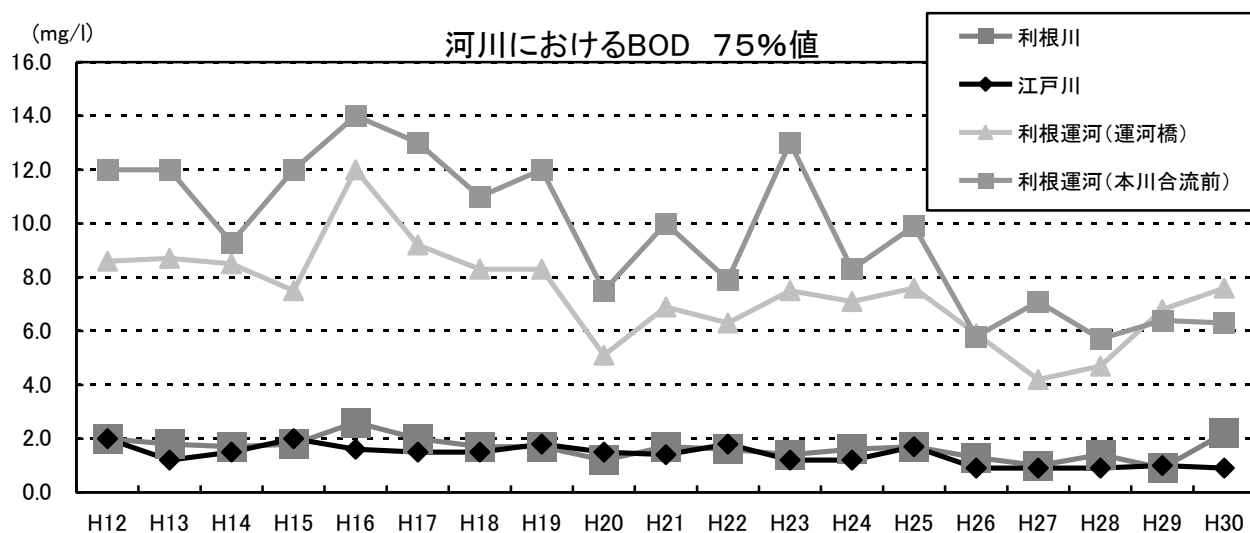
当市の周囲には、利根川、江戸川及び利根運河の河川があり、また、市内を流れる幹線排水路として五駄沼排水路、座生川、南部排水路、江川排水路、関宿落堀、八間堀等があります。

当市を流れる利根川、江戸川及び利根運河の河川については、環境基準が設定されており、人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する基準が定められています。

当市では、公共用水域の水質汚濁状況を把握するため、排水路の水質調査を定期的に行っており、河川については国土交通省が実施しています。

当市を流れている河川及び排水路の水質は、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などで、徐々に改善されつつあり、河川の水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）を見ると、河川に流入する排水路の水質はおおむね全水域で濃度低下傾向が認められますが、利根運河など環境基準を達成していない河川も見受けられます。

利根運河の水質については、国（国土交通省）において、利根運河の水質改善と水辺環境を維持する目的で利根川から運河へ向けて、環境用水（川の環境を守るために流す水）を流す事業が開始され、水質は徐々に改善方向に向かっています。



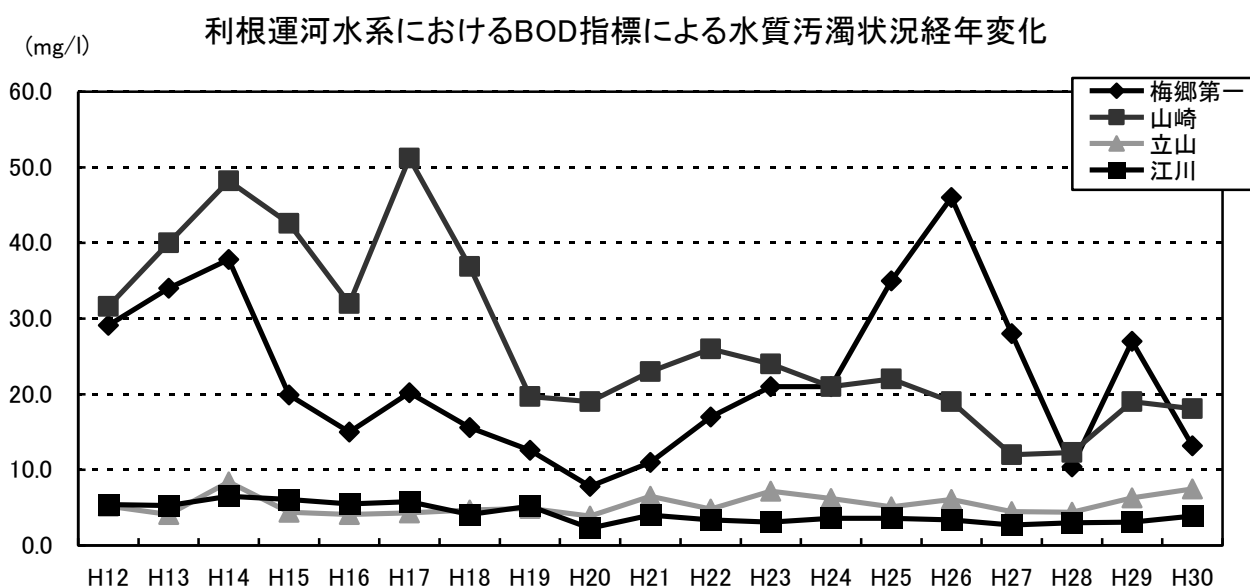
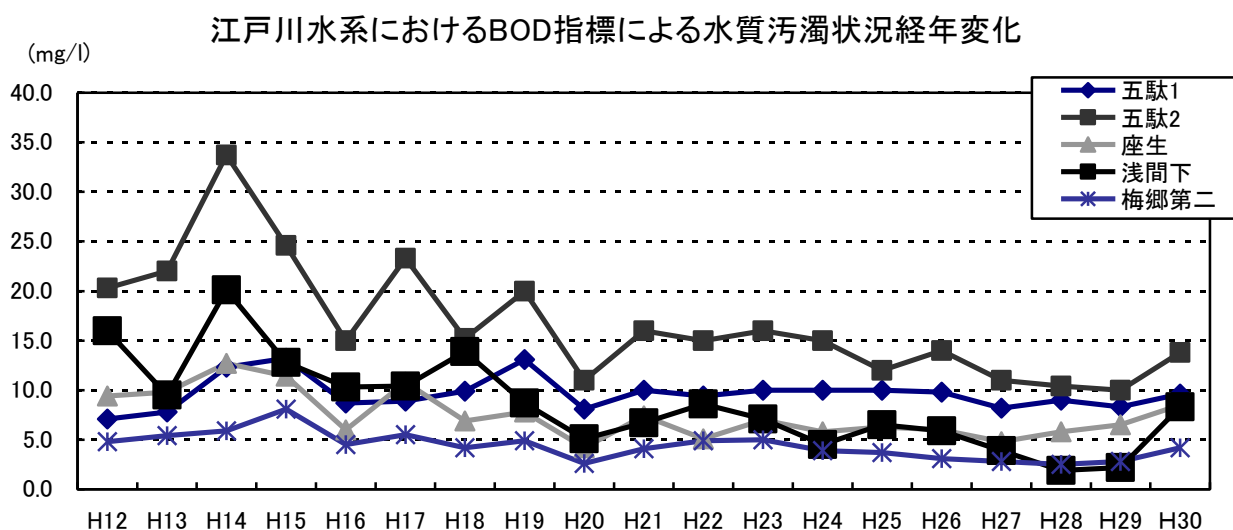
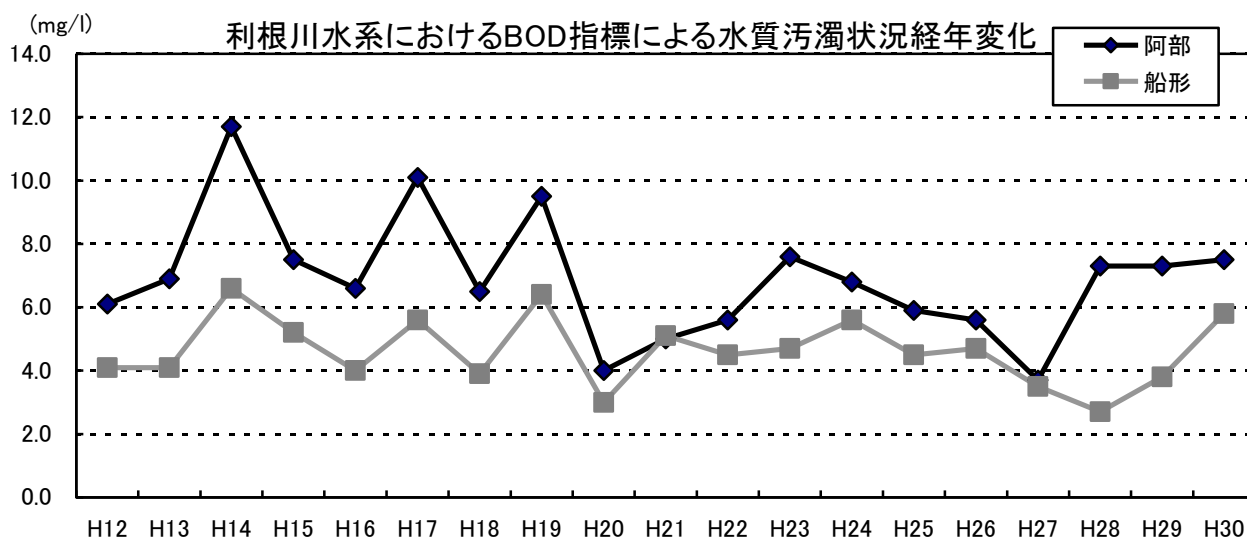
※河川におけるBOD75パーセント値とは、年間観測データを良い方から並べて上から75パーセント目の数字。BODの測定結果については、一年間で得られたすべての日平均値のうちで、その測定地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が75パーセント以上である場合に、環境基準に適合していると評価する。



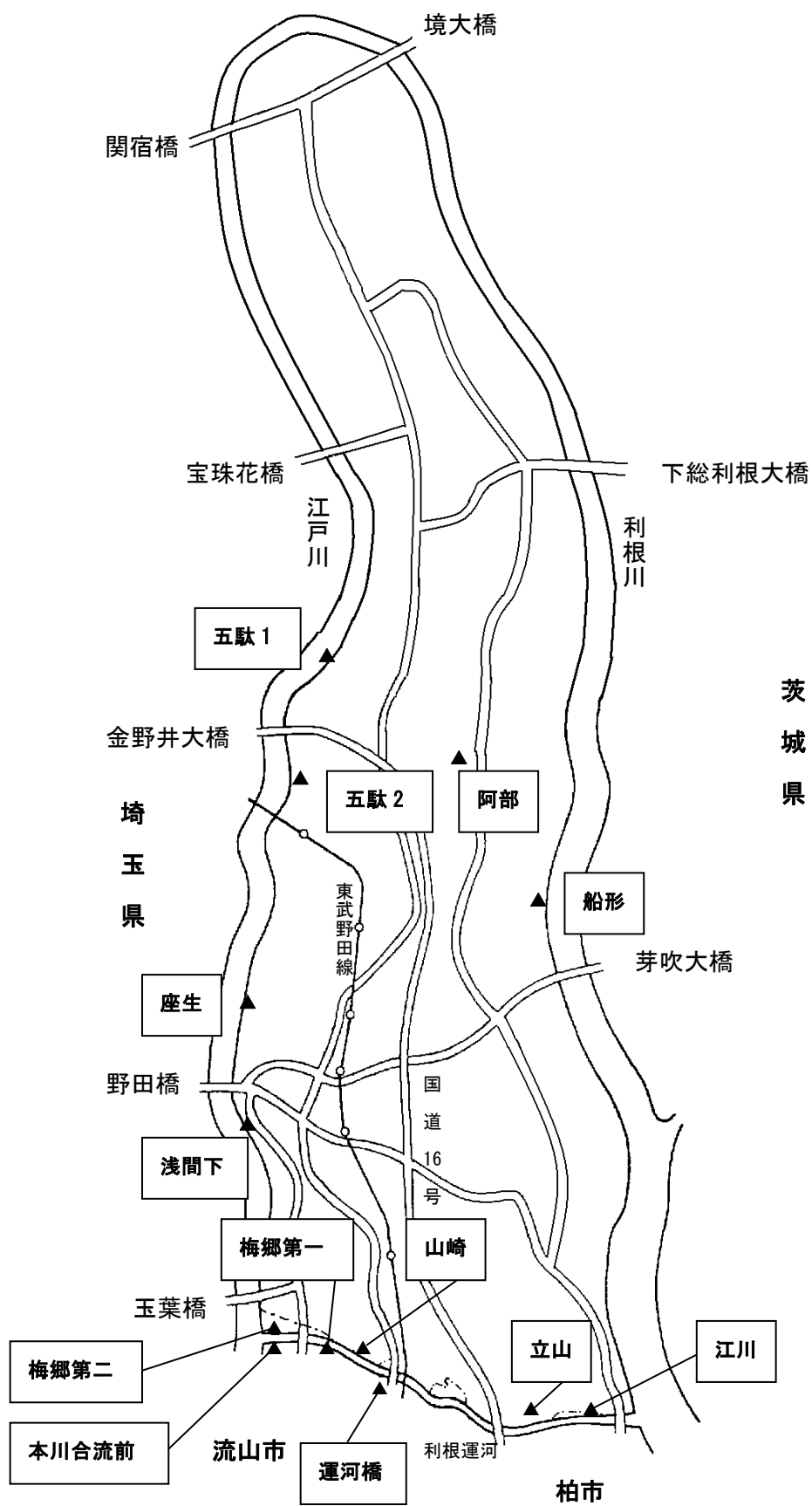
利根川



江戸川



主な水質調査地点位置図



② 地下水の水質状況

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物は、自然界に存在しない強力な洗浄力をもった溶剤であり、金属の脱脂やドライクリーニング等に利用されてきました。近年、発ガン性のある有害物質として扱われており、こうした物質による地下水汚染が問題となっています。

当市では、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物等による地下水の水質状況を把握するため、昭和63年度より市内を2kmメッシュに分割して任意の井戸を選定して調査を行っています。現在では、トリクロロエチレンのほか、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロメタン、1,1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレンの11物質を対象に調査を実施しています。

この概況調査の結果、新たに基準超過が確認された井戸は平成11年度の1本のみであり、これ以後、環境基準を超過する汚染は確認されていません。

一方、地下水汚染が確認された地区では、汚染検出井戸の周辺井戸を調査する追跡調査や汚染検出井戸を継続的に監視するモニタリング調査、あるいは汚染の分布を明らかにし、汚染対策のための地質情報を収集する汚染機構解明調査を実施しています。これまでに当市によって汚染機構解明調査が実施された地区は6地区となっており、すべての地区で何らかの汚染対策が実施されているものの、最近の10年間では状況がほとんど改善されていないため、対策が終了したところはなく汚染対策が継続されています。これは、地下水が一度汚染されると容易には状況が改善できないことによるものです。

また、生活排水や家畜排泄物の不適正処理、あるいは畑地への過剰施肥等が原因と考えられている硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る地下水の水質汚染状況については、千葉県においては他の汚染物質に比べ、かなり高い確率で基準超過が確認され、問題となっています。当市においても、千葉県が実施する地下水質常時監視調査が平成12年度から実施されており、毎年のように基準を超過する井戸が確認されています。



地下水調査

(3) 騒音・振動

騒音・振動などは、人間の感覚を刺激して影響を与えるため、感覚公害と呼ばれており、その発生源は工場・事業所はもとより、建設作業場、交通機関など多種多様です。

当市の騒音公害に関しては、例年、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下）の苦情件数の約8割を占めています。これらを発生源別にみると、工場や建設作業が占める割合が多くなっています。また、振動に関しては、道路舗装の構造に関する苦情などが寄せられています。

騒音に係る環境上の条件としては、環境基準が地域の類型及び時間の区分ごとに定められています。また、工場等に対しては、敷地境界での規制基準が定められています。当市においては「野田市環境保全条例」に基づき、法規制より広範な発生源を対象に規制を行っています。

また、当市では、環境騒音の実態を把握することを目的として、市街化区域をおおよそ2km四方のメッシュに区分し、各々の代表点23地点を選定して環境騒音測定を行っています。この結果、平成11年度の騒音に係る環境基準の測定方法改正以後、昼間及び夜間の環境基準を超過した地点は例年1地点あるかないかという状況であり、かつ、超過の理由は風の音など、自然の影響によるものであることが多く、おおむね良好な環境を維持しているといえます。



国道16号 騒音測定

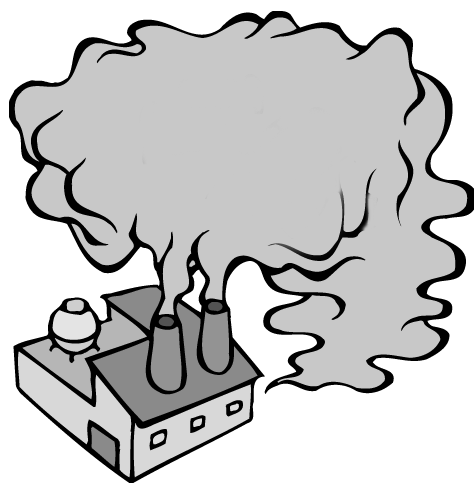
（４）悪臭

悪臭は、直接的に人の嗅覚に作用して、不快感や嫌悪感を引き起こすため、日常生活に関係の深い感覚公害とされています。悪臭防止法では、こうした悪臭公害を防止するため、野田地域の市街化区域、関宿地域の全域を対象に特定悪臭物質を定め、各々に基準値を設けております。

また、「野田市環境保全条例」では、悪臭の規制基準として「周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」という形で定められています。

このほか、特定悪臭物質（22物質）規制を補完する規制として、臭気強度が定められており、さらに、昭和56年6月には、臭気濃度による事業者指導のための指導目標値が県から示されています。

悪臭物質は、一般に極めて低い濃度でも人の嗅覚によって感知され、また、発生源が多種多様であることから問題の解決が困難な場合が少なくありません。今後の悪臭に対する苦情は、廃棄物処理に関するものなどが増加すると考えられ、発生源対策が重要となります。



(5) 地盤沈下

地盤沈下は、大地が次第に海水面に対して沈下していく現象のことであり、この現象の主な要因としては、地下水のくみ上げ等により地下水位が低下し、地層の収縮をもたらす人為的なものと、地殻変動によって生じる自然要因によるものとに大別されています。このうち、人為的な要因として考えられている、地下水の不適正な利用による地盤沈下は、公害として取り扱われています。

地盤沈下対策としては、「千葉県環境保全条例」及び「野田市環境保全条例」により一定規模以上の揚水施設について地下水の採取規制が行われております。また、地盤沈下の状況を把握する目的で、当市では水準点34点で水準測量による地盤沈下観測が県により実施されています。

用途別地下水の揚水量の推移は、平成2、3年頃をピークに、全体の使用量は減少傾向になっており、近年は変動が少なく安定した状況にあります。このため、大きな変動を観測するような地盤沈下現象は確認されていません。（ただし平成23年に発生した東日本大震災以降、沈下の傾向が出ています。）

用途別地下水利用状況

上段：揚水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）

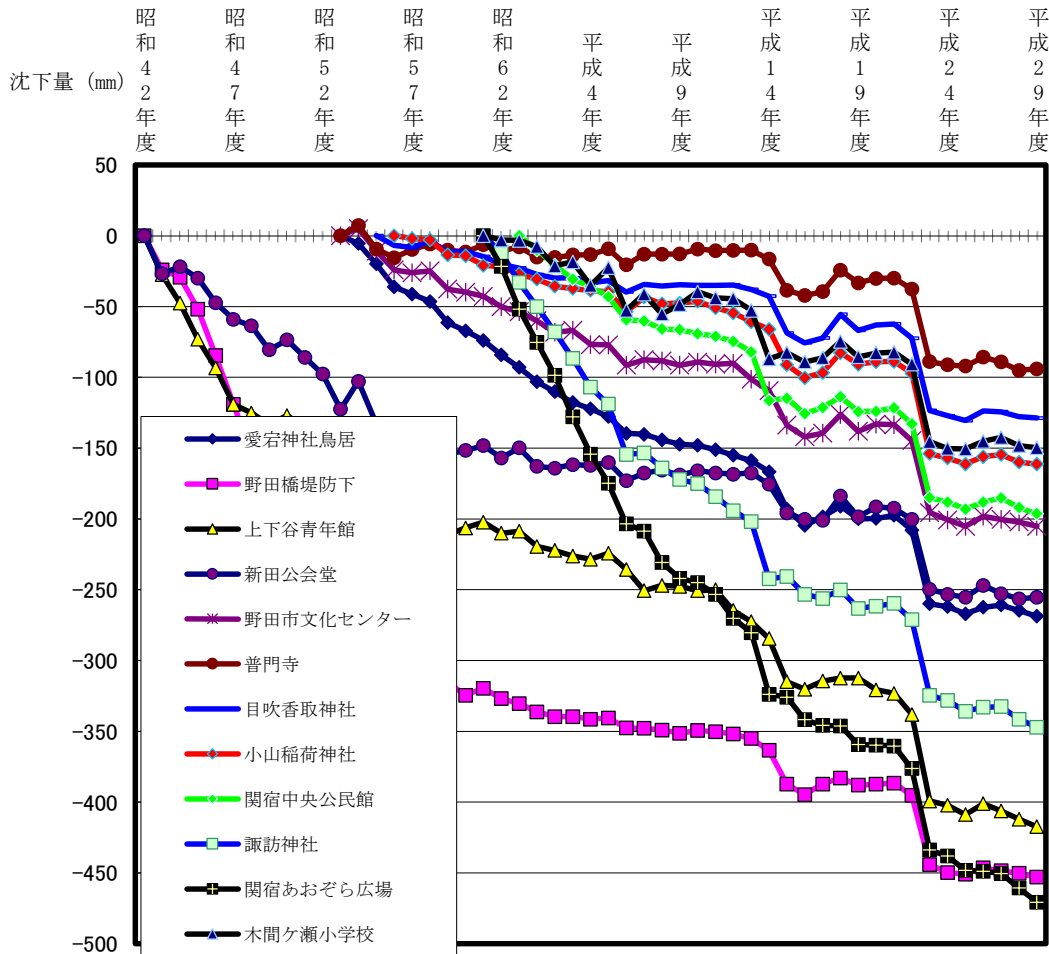
下段：井戸本数

年度 用途	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
工業用	11,791	12,114	12,722	13,453	13,360	13,524	13,720	13,939	13,706	13,415
	133	132	132	129	128	126	—	—	—	—
建築物用	1,257	1,064	1,020	774	866	1,093	632	602	507	530
	19	19	19	19	19	18	—	—	—	—
水道用	1,368	1,868	1,734	2,383	2,237	1,677	1,481	1,388	1,470	1,612
	25	25	23	24	23	22	—	—	—	—
農業用	12,053	11,075	10,541	10,747	9,151	9,319	11,065	10,757	11,846	10,303
	364	356	352	350	344	340	—	—	—	—
その他	2,615	2,848	2,820	2,777	2,824	2,287	2,338	2,450	2,577	2,535
	12	12	13	13	12	12	—	—	—	—
合計	29,084	28,969	28,837	30,134	28,438	27,900	29,236	29,136	30,106	28,395
	553	544	539	535	526	325	305	288	283	274

※個別の井戸本数については、平成27年度から公表されていないため空欄

（資料：千葉県揚水量調査）

代表的な観測地点の地盤沈下変動状況の推移



- ※ 平成14年4月から、不動水準点の標高値が変更されたことにより、平成15年1月以後は、測地成果2000対応値となっている。
- ※ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、日本水準原点の高さが改正されたため、平成23年度以降の標高値は成果改定された固定点により計算されたものとなっている。
- ※ 平成23年度は東北地方太平洋沖地震の影響による大幅な沈下が見られる。
- ※ 上下谷青年館は平成19年度欠測

(6) 公害苦情

当市の公害苦情件数は、ここ10年で大気汚染に対する苦情は減少の傾向が見られます。
その他の苦情の内容としては、野焼き行為に関する苦情が増えてきています。

公害苦情の種類別件数

(件)

年度 種類	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
大気汚染	71	62	65	44	58	58	55	34
水質汚濁	10	9	15	16	12	4	3	7
騒音	22	19	18	16	13	17	11	28
振動	3	0	4	3	7	6	3	1
悪臭	8	8	9	13	12	15	3	10
土壌汚染	0	2	0	3	1	1	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	2	2	46	48	42	42	24
合計	115	102	113	141	151	143	117	104

種類	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
大気汚染	46	39	33	34
水質汚濁	6	1	3	1
騒音	22	23	24	29
振動	2	2	1	1
悪臭	13	12	7	12
土壌汚染	1	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0
その他	27	28	16	15
合計	117	105	84	92

(資料：野田市環境調査報告書)

(7) 上水道・下水道

当市における水資源の大部分は、江戸川に依存しております。最近の上水道の給水量は、ほぼ横ばいで推移しており、平成30年度の1日平均給水量は40,444m³となっています。

普及率としては、平成30年3月31日現在、上水道97.3パーセントであり、下水道は、平成30年4月1日現在、65.73パーセントとなっています。

上水道の給水量 (m³) (各年度3月31日現在)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間	14,621,889	14,862,696	14,773,507	14,486,270	14,431,083	14,292,603
1日平均	40,060	40,720	40,365	39,688	39,537	39,158

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間	14,627,015	13,978,001	14,207,477	14,205,682
1日平均	39,965	40,007	40,638	40,444

(資料：野田市統計書)

上水道の普及率 (パーセント) (各年度3月31日現在)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
普及率	92.3	93.2	94.2	95.1	95.8	96.2

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
普及率	96.2	96.6	97.0	97.1	97.2	97.3

(資料：野田市統計書)

下水道の普及率 (パーセント) (各年4月1日現在)

年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
普及率	52.40	53.86	55.21	56.49	57.71	62.34

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
普及率	63.33	63.85	64.31	64.70	65.32	65.73

(資料：下水道課)

(8) 廃棄物

当市のごみは、可燃ごみ、粗大可燃ごみについては野田市清掃工場、不燃ごみ、粗大不燃ごみについては野田市リサイクルセンターで処理されています。なお、関宿地域の可燃ごみの処理については、市外の民間清掃施設にて処理を行っております。

市民から排出される資源物は、資源物の種類ごとに回収され、資源業者及び指定法人により再資源化されています。

ごみの総排出量は、事業系ごみの指導強化により平成26年度から28年度まで減少傾向にありましたが、平成30年度のごみの総排出量は、32,616.88トン、一人1日当たりのごみの排出量は578.75g/人/日となっており、近年はほぼ横ばいで推移しています。また、資源化不適物や焼却残さを加えた最終処分量は6,099.92t/年となります。

一方、資源化量についても、横ばいを示しており、平成30年度は、12,328.31t/年（28.72パーセント）となっています。

また、スーパー等でも民間回収として空き缶、空き瓶、段ボール等が回収されています。

ごみの総排出量と一人1日当たりのごみの排出量

年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
総排出量 (t)	37,524.70	37,439.17	37,232.03	36,639.37	36,704.68	37,212.41	37,010.22
一人1日当 たりのごみ の排出量 (g/人/日)	656.87	653.85	648.96	639.24	637.29	650.51	649.47
集団資源回 収量 (t/年)	9,456.74	8,887.52	8,389.90	8,117.91	7,966.62	7,620.35	7,264.70
資源化量 (t/年) (パーセン ト)	12,151.49 (25.86)	11,541.16 (24.91)	11,003.88 (24.12)	16,518.75 (33.68)	16,497.82 (33.64)	15,970.39 (32.33)	13,819.79 (28.37)

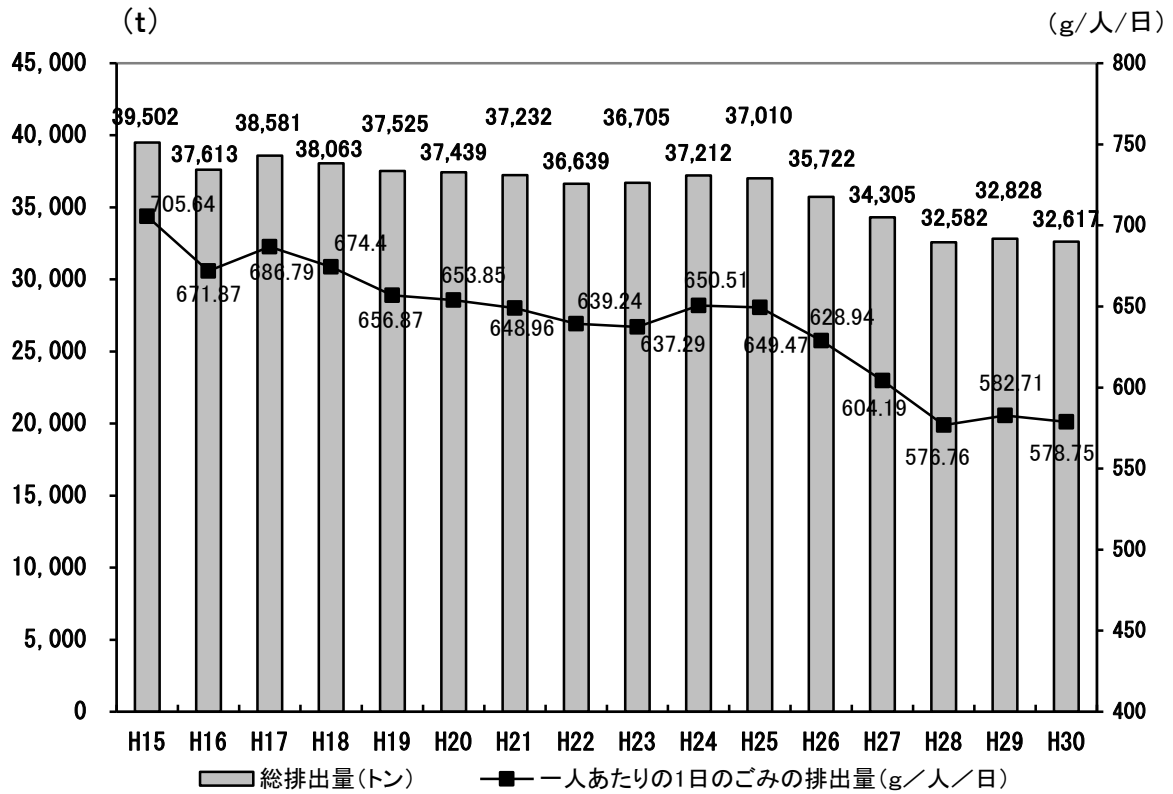
年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
総排出量 (t)	35,722.22	34,305.29	32,582.42	32,827.99	32,616.88
一人1日当 たりのごみ の排出量 (g/人/日)	628.94	604.19	576.76	582.71	578.75
集団資源回 収量 (t/年)	6,600.56	6,055.12	5,630.97	5,217.83	4,912.80
資源化量 (t/年) (パーセン ト)	12,832.92 (27.21)	13,338.27 (29.29)	12,863.18 (29.61)	12,199.34 (28.40)	12,328.31 (28.72)

(資料：野田市清掃事業の概要)

※資源化率＝資源化量を（総排出量＋集団資源回収量等）で除したもの

※集団資源回収量等は、集団資源回収量に選定枝等回収量、小型家電回収、その他（乾電池、蛍光灯等）を加えたもの

ごみの総排出量と一人1日当たりのごみの量



家庭ごみ系の収集・運搬・処理体制（令和元年度）

区分		収集・運搬体制			処理体制	
		収集・運搬主体	収集方法	収集回数	運搬先 収集主体	処理内容
収集 ごみ	可燃ごみ	市・委託業者	集積所収集	2回／週	野田市清掃工場 民間清掃施設（閑宿地域）	直接野田市清掃工場に搬入し、計量した後、焼却施設にて焼却処分する。 焼却残さは、市外の民間最終処分場で埋立処分される。
		市民	直接搬入	—		
	不燃ごみ	市・委託業者	集積所収集	1回／週	野田市リサイクルセンター	搬入先で計量した後、容器包装プラスチック及び資源物を選別後、指定法人及び資源業者にて資源化している。
		市民	直接搬入	—		
粗大 ごみ	粗大可燃ごみ	委託業者	戸別収集	—	野田市清掃工場	資源を選別し、回収業者へ搬出、その他のものは民間業者へ処分委託する。 良品の家具類等は、リサイクル展示場で市民に無料で提供される。
		市民	直接搬入	—		
	粗大不燃ごみ	委託業者	戸別収集	—	野田市リサイクルセンター	
		市民	直接搬入	—		

資源物	紙類、ガラスびん、衣類・布、金属類、ペットボトル	委託業者	集団資源回収	月1回 又は2回	資源業者 指定法人	資源業者及び指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会により資源化している。
	牛乳パック、発泡トレイ、アルミ缶、ペットボトル	市民	ごみ減量協力店へ搬出	—		
	空き缶	市民	空き缶回収機へ搬出（H25年度で終了）			
	剪定枝、落ち葉・草	委託業者	戸別収集	—	野田市堆肥センター	野田市堆肥センターで堆肥化し、市内農家で有効利用する。
		市民	直接搬入			
有害ごみ		市民	回収箱又はごみ減量協力店へ搬出	—	専門処理業者	専門処理業者が処理する。
適正処理困難物		販売店等	収集	—	専門処理業者	専門処理業者が処理する。
		市民	直接搬入			

(9) エネルギー

再生可能エネルギー

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しないエネルギー源であり、地球温暖化対策の推進のため、積極的に活用していくことが必要です。

市では、住宅用省エネルギー設備の導入促進及び環境に配慮したエネルギー源の有効利用のため、平成23年から住宅用省エネルギー設備設置補助金を制定し、省エネルギー設備の設置費用の一部を補助しています。補助開始から令和元年度までの間に、太陽光発電設備に1,467件、燃料電池に27件、リチウムイオン蓄電池に295件、太陽熱に9件の補助を行いました。

一方、太陽光発電設備を無秩序に普及させた場合には、環境破壊につながり、今後大きな問題になることが懸念されたことから、災害の防止や生活環境の保全及び地域社会との調和を図るため、30キロワット以上の事業系太陽光発電設備を対象に、平成31年4月に「太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」を制定し、事業の事前周知や事前協議、維持管理に係る遵守事項を義務付けています。

令和元年度には、17件の届出がありました。

なお、「太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」については、より実効性を高めるため見直しを進めているところです。

※消費電力量については、平成28年4月の電力小売全面自由化に伴い、平成27年度以降はすべての項目について非公表となっているため、過去分を含めて掲載は削除しています。

(10) 地球温暖化

近年、地球温暖化を始めとした、地球規模の環境問題が顕在化しており、そのほとんどが、私たち、人間の社会経済活動に起因しています。

世界的な気候変動に対する議論の中で、国は、平成27年に温室効果ガスを2030年までに2013年比で26パーセントまで削減する目標を柱とする約束草案を国連に提出しています。我が国では、国や地方自治体、事業者、国民など各種の主体による温室効果ガスの排出削減に係る取組が行われています。

当市では、平成9年12月から市庁舎で温室効果ガスの排出削減の取組を開始し、平成19年4月には新しい基準で、市の事務・事業を対象とした「野田市地球温暖化対策実行計画」を策定、平成24年8月に第2次実行計画を策定し、平成29年8月には第3次実行計画を策定して市が直接管理する全施設で地球温暖化防止への取組を実践しています。

平成30年度の排出実態の調査結果では、市の責務と事業活動によって排出された温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素換算で24,024.4トンになっており、温室効果ガスの種類別における排出状況集計では、二酸化炭素が9割以上を占めています。

また、原因別に比べてみると、電気の使用に伴う排出が5割を占め、廃プラスチックの焼却に伴う排出についても3割を占めています。

一方、実行計画で目標としている数値と平成30年度の排出実績との比較では、電気の使用に伴う排出量は火力発電所の稼働による排出係数の増加などにより目標が達成できませんでしたが、合計の排出量については、目標を上回る排出削減がなされています。

野田市公共施設等における温室効果ガスの種類別排出量

	平成28年度		平成30年度	
	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	21,643.2	97.85	23,553.1	95.48
一酸化二窒素 (N ₂ O)	399.4	1.81	396.2	2.9
メタン (CH ₄)	71.4	0.32	71.1	1.6
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	3.9	0.02	4.0	0.02
総 計	22,117.9	100.00	24,024.4	100.00

野田市公共施設等における温室効果ガスの原因別排出量

	平成28年度		平成30年度	
	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)	排出量 (t-CO ₂)	割合 (%)
ガ ソ リ ン	222.6	1.01	309.3	1.29
灯 油	740.3	3.35	1,003.8	4.18
軽 油	326.0	1.47	326.0	1.36
A 重 油	828.3	3.74	895.0	3.73
液化石油ガス (LPG)	433.2	1.96	504.7	2.10
都 市 ガ ス	674.8	3.05	1,027.2	4.27
電 気	8,328.0	37.65	12,034.5	50.09
自動車走行距離等	13.4	0.06	14.4	0.06
廃プラスチックの焼却	10,089.9	45.62	7,452.5	31.02
一般廃棄物の焼却	414.4	1.88	410.0	1.71
し 尿 処 理	47.0	0.21	47.0	0.19
総 計	22,117.9	100.0	24,024.4	100.0

(11) 自然環境

① 地形

当市は、千葉県の中の房総半島中央部・北部の主体をなす下総台地地区に分類され、その地形は、中央部の下総台地と利根川及び江戸川流域の低地により形成されています。下総台地は、主に洪積世に形成された成田層群と、関東ローム層から成り立っています。台地は、河川の浸食により幅の広い、浅い樹枝状の谷によって刻まれ、段丘面は一般に緩く北西に傾斜しています。当市は、この下総台地の北西部に当たり標高20m以下の低い地域を代表しています。この地域では東に利根川低地、西には江戸川低地をひかえ、台地の東西の幅は、3～7km、北西方向へ約25kmと細長く、台地が低地の中へ半島状に突き出た形となっています。中央部の台地には、浸食谷が入り込み、これが沢や小河川沿いの湿地となり、谷津と呼ばれています。利根川低地は幅約2kmで、中央を利根川が流れ、この低地の当市側には広い氾濫原があり、水田に利用されています。江戸川低地は中央台地の南西側に当たる広大な低地で、この低地の中を江戸川が流れています。

② 植生

当市は、千葉県北部で気候的には温暖帯に属し、森林は照葉樹林帯に属しています。植生は、湿地では、ハンノキ林、あるいはヨシ、シダの草本群落であり、台地部分ではシイ・カシ林など

の常緑広葉樹林であると考えられますが、当市は、地形的にほとんど高低差がなく、また、古くから人為的かく乱が加わっているため、低地部は水田、台地部は畑地や市街地、ゴルフ場などになっています。そのため、自然植生が少なく、代償植生が大部分を占め、シイなどの樹林は谷津の斜面や、社寺林、屋敷林などに残っている程度です。

環境省の「第3回自然環境保全基礎調査」（以後植生の調査は実施していない。）によると、当市の植生は、利根川、江戸川及び利根運河沿いにススキ・チガヤ群落が一帯に連続しているほか、ヨシクラスが利根川、江戸川及び北部の湿地や小水系沿いに見られます。これらの植生の周辺の低地には、水田雑草群落が広がり稲作地帯を形成しています。また、江川排水路周辺には休耕田雑草群落が見られます。

台地上で目立った樹林植生では、マツ植林が挙げられます。この植林地ではアカマツ・クロマツが多く、一部にスギ・ヒノキが見られます。また、二次林であるコナラ群落も各所で点在していますが、その面積はいずれも小さいものです。その他、植生以外では、市域全般に畑地雑草群落が広がり、工場地帯や市街地周辺には路傍雑草群落が占有しています。

③ 植物

植物の希少種としては、湿地の植物であるノウルシ、ワタラセツリフネソウ、オグルマ、ミズアオイ、水田や休耕田などで確認されるイチョウウキゴケ、ミズワラビ、ミズマツバ、ウスゲチョウジタデ、ヒメシロアサザ、カワヂシャ、河川氾濫原のホソバイヌタデなど、水辺の植物が多く確認されています。また、オミナエシやシュンラン、キンランなど、人の手によって管理された里山で見られる種も確認されています。いずれも、かつての野田市には普通に生育していたと考えられますが、湿地の減少、水田の乾田化、河川における氾濫頻度の減少、管理されずに荒廃する樹林地の増加や樹林地自体の分断・減少などによって減少しております。

また、野田市の主要なビオトープタイプと良好な環境であることを指標とする生物種は、「野田市の主要なビオトープタイプと指標種」の表に示すとおりであり、水域にはエビモやフサモ、草地には、ツリフネソウやハンゲショウ、樹林には、落葉広葉樹林のヒトリシズカ、カンアオイ、湿生林のゴマキ、ハンノキなどが確認されています。

関宿落堀に架かる船形地先の小船橋周辺には、ヨシなどの水生植物が密生し、岸边にはミドリシジミの幼虫の食草である湿地帯のハンノキやヤナギ等が繁茂しています。市役所に隣接する「中央の杜」には、キンランやギンラン、ヤマユリなど、珍しい植物が生息しています。

なお、市の広範囲に亘り、オオキンケイギクやアレチウリなどの特定外来生物が確認されるようになりました。

④ 動物

当市は県北部に位置し、河川に挟まれた平たんな地域となっています。古くから農耕地や居住地となっており、人為的影響を受けているため動物の生息環境は圧迫されています。

最近、関東地方では、都市化の進行に伴う生態系の喪失に対する解決策として、貴重な水辺空間・緑地空間を保全・再生し、みどりと水のネットワークの形成を図り、野生生物の生息・生育空間を確保するため、豊かな生態系の指標として、コウノトリやトキに着目することにより、多様な生物が生息可能な環境づくりが可能となるほか、併せて環境と経済の調和を図った地域振興及び経済の活性化に取り組むことにより、広域連携による地域の自立的な発展に貢献することが可能となりました。それらを実現するために、当市が発起人となり「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」が設立されています。

なお、市内の野生動植物の保護を図るとともに、自然環境の保護及び再生の取組を推進し、豊かな自然環境を将来の子どもたちに継承することを目的として、「野田市野生動植物の保護に関する条例」を平成27年7月に制定しています。

また、アライグマ等の特定外来生物の捕獲数が増加しており、課題となっています。

⑤ その他

当市では安全・安心な野田産米の生産を目指し、平成21年から、水稻への農薬の空中散布を取りやめ、代わりに「玄米黒酢」を散布する農法に取り組んでいます。

また、平成28年から、環境保全型農業の推進を目的に冬期湛水（ふゆみず田んぼ）を実施しています。

(資料：生物多様性のだ戦略 H27.3)
現在、次期戦略に向けて調査中

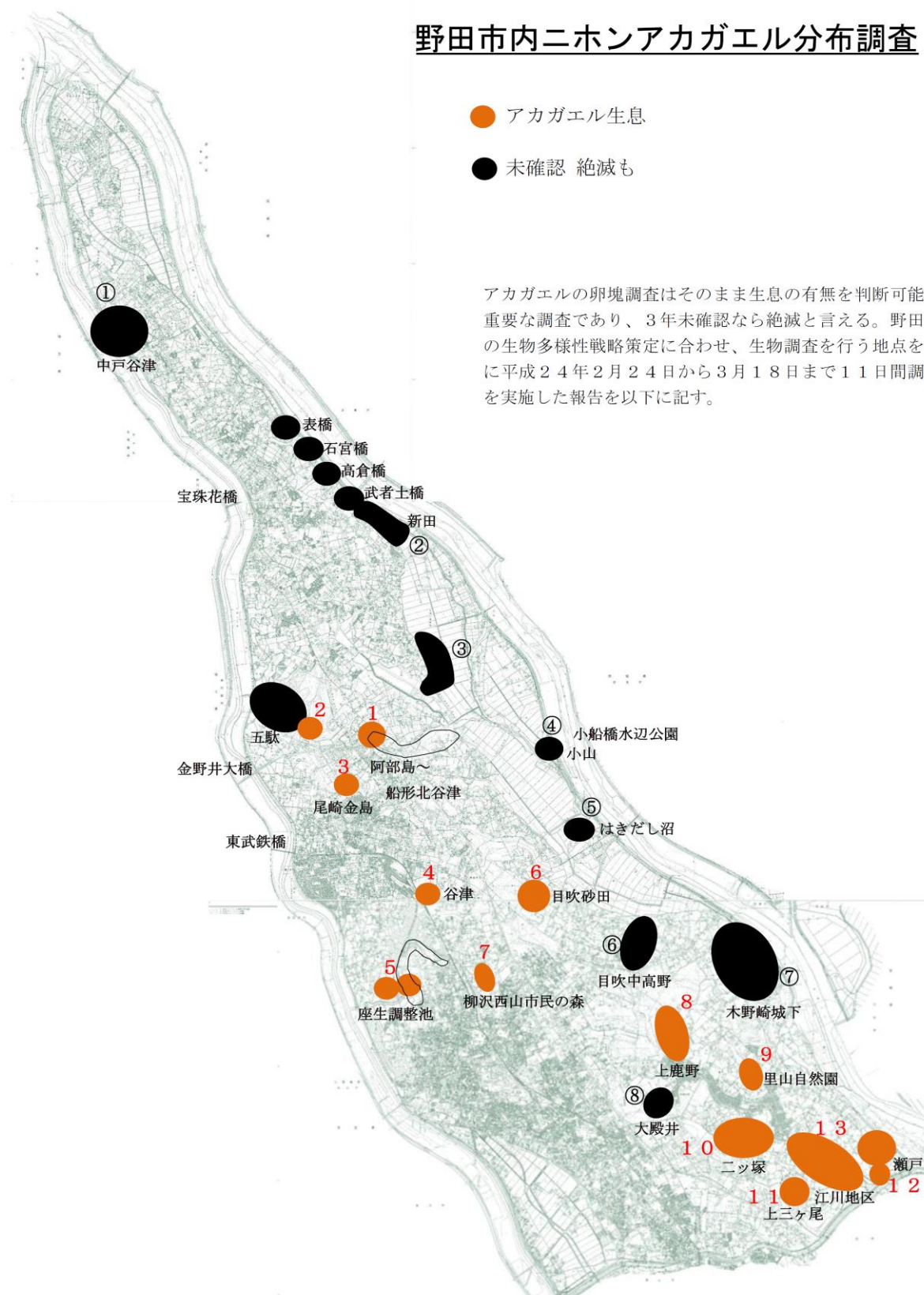
指標種の選定につきましては、環境調査の結果をもとに、生物多様性検討委員会の中で選定していただきました。

- 44 -

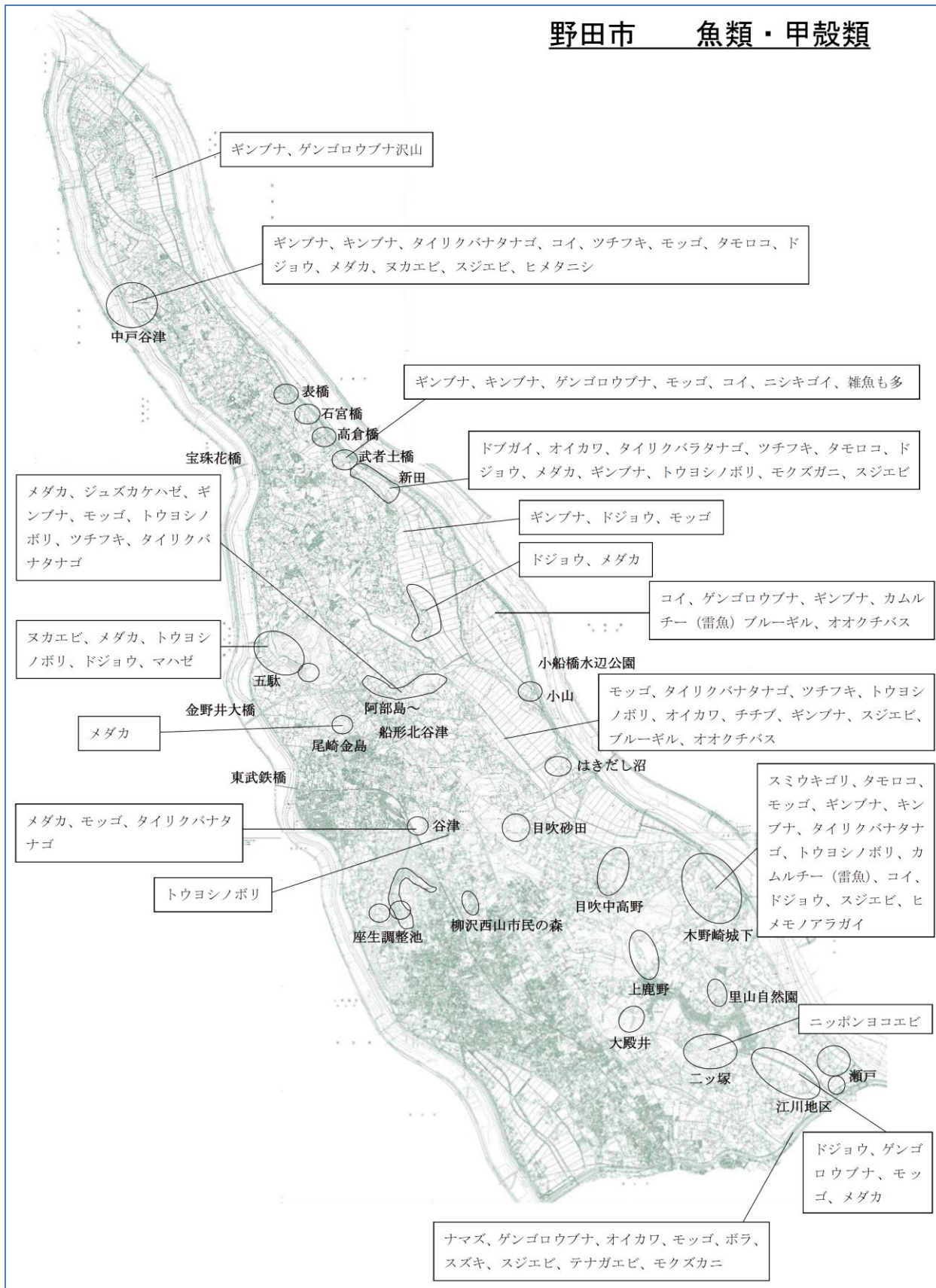
野田市内ニホンアカガエル分布調査

● アカガエル生息

● 未確認 絶滅も

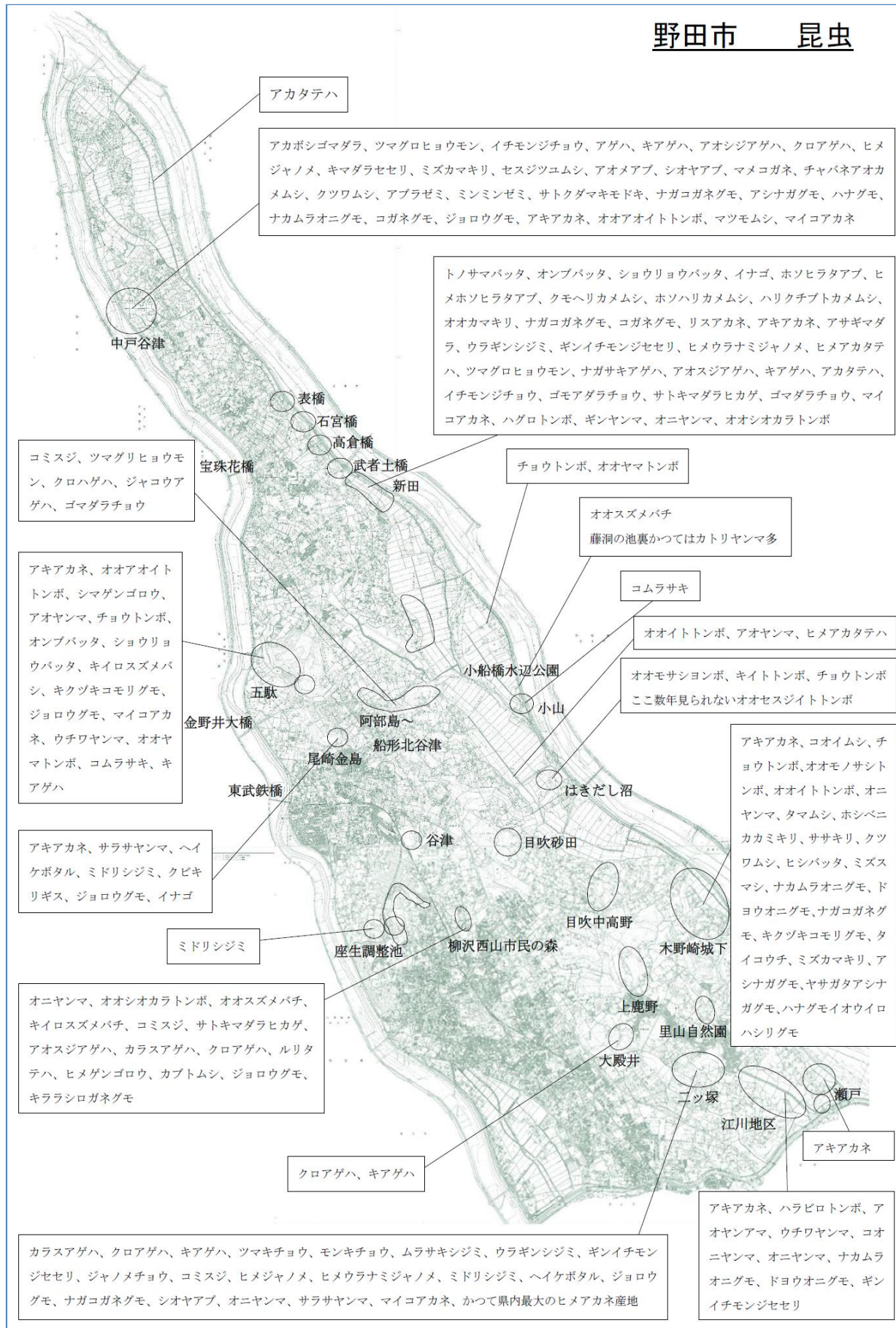


(資料：生物多様性の戦略 H27.3)
現在、次期戦略に向けて調査中



（資料：生物多様性の戦略 H27.3）
現在、次期戦略に向けて調査中

野田市 昆虫



(資料：生物多様性の戦略 H27.3)

現在、次期戦略に向けて調査中

第3章

環境に関する市民の意識調査 (アンケート調査)



みずきの街から見た富士山

第3章 環境に関する市民の意識調査（アンケート調査）

1 調査の目的

市民、小中学生及び事業者を対象にアンケート調査を実施しました。この調査の目的については、次の3点となっています。

1. 市民の環境に対する意識や意向、環境保全行動や対策の状況を把握し、計画として取組方向や施策内容の検討に資する。あわせて、計画の推進に向けた環境問題や環境保全に対する取組の共有など環境保全意識の普及啓発に資する。
2. 環境と事業活動の関わりや市の環境保全に対する取組への理解の向上、市民及び事業者間での環境意識や取組の相違など、相互理解の形成に資する。
3. 子どもの環境教育・学習の一環として、環境との関わりを始め、地域環境や環境保全への理解と環境づくりの在り方についての提案や意見交換など子どもの頃からの環境に対する関心の育成に資するとともに、児童・生徒の環境に対する考え方や環境づくりのイメージ、意見などを把握し、子どもの視点に立った環境づくりの方向等を計画に反映し、その推進を図っていくことにより、市民・事業者・行政の意識の共有化と理解の向上に資する。

2 調査の概要

アンケート調査の対象、期間、調査方法等は、次のとおりです。

	市民 アンケート	事業者 アンケート	小学生 アンケート	中学生 アンケート
調 査 対 象	市内に在住する満 18歳以上の市民 ※前回調査：満20 歳以上の対象	市内に事業所を有 し事業活動を行っ ている事業所	市立小学校に通 う小学5年生	市立中学校に通 う中学2年生
調 査 予 定 対 象 数	2,000 人	300 社	全児童 1,359 人 ※前回調査：計 2,701 人	全生徒 1,259 人
調 査 方 法	郵送法（督促なし）		学校のクラスごとに配布・回収 調査結果は封筒封かんにて提出・回収	
調 査 期 間	令和元年 11 月 26 日 ～令和元年 12 月 17 日 ※前回調査：平成 21 年 11 月実施		令和元年 11 月 25 日 ～令和元年 12 月 18 日	
調査対象数	1,991 人 (宛先不明)9 人	296 社 (宛先不明)4 社	1,359 人 (令和元年 10 月現在)	1,259 人
回 収 数	656 人 ※前回調査 821 人	126 社 ※前回調査 117 社	1,324 人 合計：2,472 人 ※前回調査：計 2,539 人	1,148 人
回 収 率	32.9% ※前回調査 41.1%	42.6% ※前回調査 39.0%	97.4% 小中学生計：94.4% ※前回調査 94.0%	91.2%

3 アンケート調査結果

アンケート結果については、市民、事業者、小中学生に分けて掲載しています。

（１）市民アンケートの結果

《環境の現況に関する満足度、本市に対する要望、取組姿勢など》

●生活環境・自然環境の保全等

◎「まちの静けさ」は、前回調査から8.7ポイント、清潔さは、1.9ポイント増加しています。

しかし、「街路の快適さ」や「町並みのきれいさ」、「川や池のきれいさ」については、不満足度が満足度を10ポイント以上、特に「街路の快適さ」は40ポイント近く超えており、快適環境の向上や創出が課題となっています。

◎自然環境については、水環境を除くと、関心や取組への優先順位は高くありませんが、良好な状態を維持・保全を基本に今後、「河川や池などの水質汚濁や汚染の防止」、「水辺の自然や景観の保全」を優先して取り組んでももらいたいとしています。

●ごみの減量化・資源化

◎「ごみの不法投棄・ポイ捨てなど」や「空き家・空き地の増大と管理不足」については、市民への関心度も高く、環境を良くしていくための取組として、「ごみの不法投棄・ポイ捨てなど」の防止や「空き家・空き地の管理・環境保全対策」などを特に優先的に取り組んでももらいたいとしています。

●地球温暖化（再生可能エネルギー）

◎市が優先すべき取組として「地球温暖化による暑熱・自然災害等への対応」が優先順位第3位と高く、今後の気候変動の影響への取組が期待されているといえます。

「再生可能エネルギーの活用」では、地球温暖化防止や災害時における電力の確保の観点から期待は高いといえます。

●市民から見た「望ましい環境像」

◎野田市の望ましい環境にふさわしい言葉としては、「安全・安心して暮らせる環境のまち」が最も高く、次いで「人と自然とが共生するまち」となっています。

こうしたことから、市民から見た野田市の望ましい環境像としては、自然災害等からの安全・安心を確保しつつ、野田市の歴史文化を活かした、子育てや暮らしやすい「自然と共生したまちづくり」が求められていると考えられます。

(%)

◇◇野田市全般の具体的な環境についての満足度◇◇（上位5位）				
設 問 項 目	満足	やや満足	計	
1 空気のきれいさ	16.3	55.2	71.5	
2 まちの静けさ	16.0	54.3	70.3	
3 みどりとのふれあい・豊かさ	17.4	50.8	68.2	
4 浸水など自然災害の少なさ	20.4	46.3	66.7	
5 神社など文化財の豊かさ	10.4	45.7	56.1	

(%)

第3章 環境に関する市民の意識調査（アンケート調査）

◇◇野田市全般の具体的な環境についての不満足度◇◇（上位5位）				
設 問 項 目		不 満	やや不満	計
1	バス・鉄道の公共交通機関の利便さ	37.7	30.0	67.7
2	街路の快適さ	24.7	38.7	53.4
3	町並みの美しさ・ゆとり	14.9	36.4	51.3
4	川や池のきれいさ	15.9	33.8	49.7
5	広場のゆとり	15.7	29.1	44.8

(%)

◇◇市民の関心のある環境問題（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	気候変動による豪雨など極端な現象の増加	57.0
2	ごみの不法投棄・ポイ捨てなど	41.2
3	地球温暖化問題（二酸化炭素排出抑制）	39.0
4	空き家・空き地の増大と管理不足	36.4
5	大気の汚染	25.5

(%)

◇◇野田市全体の望ましい環境像（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	安全・安心して暮らせる環境のまち	56.4
2	人と自然とが共生するまち	36.3
3	歴史的・文化的環境のまち	24.7
4	みどり豊かなまち	24.2
5	子どもたちが外で楽しく遊ぶまち	21.5

(%)

◇◇野田市に優先して取り組んでほしい環境問題（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	ごみの不法投棄・ポイ捨てなど	44.7
2	空き家・空き地の管理・環境保全対策	43.3
3	地球温暖化による暑熱・自然災害等への対応	37.7
4	高齢世帯などのごみ収集体制の整備	33.1
5	ごみの減量化・資源化の推進	30.8

(%)

◇◇自分自身が日頃から取り組んでいる環境にやさしい行動（複数回答）◇◇		
1	ごみは決められた日時にごみ集積所に出している	88.7
2	地域の資源回収活動に参加している	59.3
3	家のまわりの美化や清掃をしている	52.7
4	除草剤や農薬、殺虫剤の使用を控え、使っても適量を心がける	42.5
5	買い物袋を持ち歩き、レジ袋や包装は断っている	42.2

◇◇主な自由意見◇◇	
ごみの不法投棄（タバコのポイ捨て）に関すること	
ごみ収集について（高齢者への個別回収・ごみステーションを自宅から近くに）	
道路や歩道に関する整備について	

（２）事業者アンケートの結果

《環境の現況に関する満足度、本市に対する要望、取組姿勢など》

●環境問題への対応にむけて

◎環境保全や良好な環境づくりに向けては、日常生活や事業活動における環境負荷の低減が課題となっています。また持続可能な社会の構築に向け、環境保全と経済産業活動の好循環が求められており、事業者との連携が課題となっています。

◎事業者の環境問題への対応として、「影響は避けられないと思うが、具体的な対応はしていない」や「情報収集や対応を研究している」が3～4割以上と全体的に高くなっています。このため、今後、事業活動における取組への情報提供を始め、情報や課題の共有化が課題となっています。

●生活環境の保全に向けて

◎事業活動に伴う環境への影響が考えられる内容としては、「騒音・振動」と「水質汚濁」が高く、次いで大気汚染などの順になっています。また、無回答の事業所も4割以上と多く、公害防止対策等の進展や対策等の実施、業種や規模等により、該当しない事業所が多いことなどが考えられます。回答が多かった建設業と製造業でみると、騒音・振動の影響は建設業で、水質汚濁の影響は製造業で高くなっています。

●廃棄物の減量化・資源化に向けて

◎事業活動における廃棄物減量・資源化対策として、8割以上の大半の事業所では「事業系廃棄物の分別と資源化」を進めているなど、廃棄物対策が重要な課題となっています。

◎市が優先して取り組むべきこととしては、市民と同様に「ごみの不法投棄・ポイ捨てなど」の優先順は第1位となっています。また、「ごみの減量化・資源化の推進」が第3位、「プラスチックごみの減量とリサイクルの推進」が第6位となっているなど、ごみの減量化・資源化に係る取組が重要となっています。

●地球温暖化（再生可能エネルギー）

◎事業活動に伴う地球温暖化への影響として、「フロンガスの発生」や「燃焼に伴う二酸化炭素の発生」をあげている事業所はそれぞれ1割前後と多くありませんが、事業所の6～7割は「従業員の節電や省エネ行動の推進」、「環境整備による省エネ対策」を進めているなど、省エネ対策には関心が高いと言えます。特に、施設・設備等の導入では、LED等の高効率照明器具の導入を始め、空調・OA機器等の省エネ型業務機器への転換も進められています。

●市が優先して取り組むべきこと

◎市が優先すべき取組としては、「地球温暖化による暑熱・自然災害等への対応」が第4位（市民アンケート結果では第3位）と上位にあることから、今後、気候変動の影響への適応対策への取組が必要と考えられます。

(%)

◇◇環境問題への関心（複数回答）◇◇		
1	影響は避けられないと思うが具体的な対応はしていない	40.3
2	情報収集や対応を研究している	31.8
3	経営に影響はない	17.8
4	ビジネスチャンスの1つと考えている	11.6
5	環境対応型の製品や技術開発を行っている	9.3

(%)

◇◇事業活動が周辺に及ぼす影響（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	騒音・振動	20.9
2	水質汚濁	18.5
3	多量の廃棄物の排出	15.5
4	煙や粉じんなどの大気汚染	12.4
5	フロンガスの発生	11.6

(%)

◇◇事業所が推進している具体的な対策・活動（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	ペーパーレス化、使い捨て用品の使用抑制	48.1
2	使用後の再利用やリサイクルに配慮した製品利用	38.0
3	再生原材料や再生材で作られた製品の利用	37.2
4	運送用資材の回収や再利用、リサイクル	17.8
5	レジ袋の削減、容器包装の簡素化の促進	16.3

(%)

◇◇優先して取り組むべきこと（複数回答）◇◇（上位5位）		
1	ごみの不法投棄・ポイ捨てなど	45.7
2	大気汚染の防止	41.1
3	ごみの減量化・資源化の推進	38.8
4	地球温暖化による暑熱・自然災害などへの対応	34.9
5	河川や池などの水質汚濁や汚染の防止	34.1

(%)

◇◇保全活動への参加（複数回答）◇◇		
1	事業所として取り組んでいる	37.2
2	業務に係る活動なら参加する	37.2
3	従業員の参加を推奨している	26.4
4	従業員の参加を支援している	12.4

◇◇主な自由意見◇◇	
家庭ごみを店内ごみ箱に捨てていく人がいて、事業者でごみを減らす努力をしても処分するコストを負担することで経費を圧迫している。	
家庭ごみを野焼きにより処分しているので煙や悪臭に困っている。	
ごみの不法投棄を辞めて欲しい	

（３）小中学生アンケートの結果

《環境の現況に関する満足度、本市に対する要望、取組姿勢など》

●環境問題への関心について

◎リサイクルや3R（リデュース、リユース、リサイクル）、分別ごみなどのごみ問題を始め、地球温暖化や二酸化炭素、異常気象などの地球温暖化問題や絶滅危惧種や特定外来生物、地下水など自然環境問題について関心や興味があることが推察されます。

●環境にやさしい取組について

◎環境にやさしい取組においては、「レジ袋をもらわないようにしている」が上位には含まれておらず今後、プラスチックごみの減量化とリサイクルの推進と合わせて、理解と普及が重要になっています。

●ごみの減量化・資源化

◎ごみの減量化・資源化に向けては、「リサイクル」や「分別ごみ」を知っており、毎日の暮らしの中で、分別や紙の無駄遣いをしないなど、ものを大切に使用している割合も高くなっている。しかし、「すぐに捨てるものや使い捨ての商品は買わないようにしている」や「スーパーなどのレジ袋をもらわないようにしている」の取組は低く、リデュースの係る取組を進める必要があります。

●地球温暖化（再生可能エネルギー）

◎地球温暖化・気候変動による影響への取組については、半数が「太陽光発電など自然エネルギーの利用が増えている」ことは良いと思っている意見が多く占めています。

また、節電・省エネへの取組も普及しているなど、今後も再生可能エネルギーの活用や省エネなど、エネルギーの有効利用を進めていくことが必要です。

●環境教育・環境保全活動

◎環境教育・環境保全活動に向けては、「道路清掃等」は良いと思っている意見が多いことから、更に「環境美化活動」を進めていく必要があります。

(%)

◇◇野田市の環境の現状についての満足度◇◇（上位5位） 小学生				
設 問 項 目		満足	やや満足	計
1	森林や田んぼ、畑などのみどりの多さ	46.2	34.4	80.6
2	公園や遊び場などでの遊びやすさ	38.5	32.2	70.7
3	電車やバスの使いやすさ	40.8	29.7	70.5
4	空気のきれいさ	30.7	39.7	70.4
5	事故や災害がなく安心してらせる	36.9	30.4	67.3

(%)

◇◇野田市の環境の現状についての満足度◇◇（上位5位） 中学生				
設 問 項 目		満足	やや満足	計
1	森林や田んぼ、畑などのみどりの多さ	34.8	39.2	74.0
2	電車やバスの使いやすさ	33.5	35.4	68.9
3	事故や災害がなく安心してらせる	30.5	31.4	61.9
4	空気のきれいさ	25.3	36.1	61.4
5	公園や遊び場などでの遊びやすさ	22.6	32.6	55.2

(%)

◇◇野田市の環境の現状についての不満足度◇◇（上位5位） 小学生				
設 問 項 目		不 満	やや不満	計
1	ポイ捨てがなく、ごみが散らかっていない	27.7	32.4	60.1
2	川や池のきれいさ	19.0	36.0	45.0
3	事故や災害がなく安心してくらせる	6.3	18.4	24.7
4	道路の清掃など、みんなで環境を良くしている	8.5	15.4	23.9
5	公園や遊び場などでの遊びやすさ	6.3	18.4	24.7

(%)

◇◇野田市の環境の現状についての不満足度◇◇（上位5位） 中学生				
設 問 項 目		不 満	やや不満	計
1	川や池のきれいさ	27.7	35.5	63.2
2	ポイ捨てがなく、ごみが散らかっていない	27.8	31.5	37.6
3	道路の清掃など、みんなで環境をよくしている	11.5	18.4	36.8
4	町並みやけしきの美しさ	10.9	25.0	35.9
5	商店街やまちが近くにあり便利	15.5	18.4	33.9

(%)

◇◇住んでいるまちの環境をどのようにすれば良いか◇◇（上位5位） 小学生		
1	お年寄りや体に不自由な人が安心して暮らせるようにすること	49.9
2	生き物のすみかを守り、取り虫などが住めるようにすること	44.9
3	川や用水路の水の汚れをなくすこと	43.0
4	道路や公園・広場などのごみをなくすこと	42.7
5	公園や広場をつくり、遊び場をふやすようにすること	32.6

(%)

◇◇住んでいるまちの環境をどのようにすれば良いか◇◇（上位5位） 中学生		
1	川や用水路の水の汚れをなくすこと	61.9
2	道路や公園・広場などのごみをなくすこと	38.9
3	お年寄りや体の不自由な人が安心して暮らせるようにすること	36.1
4	安心して歩ける、自転車に乗ることができるまちにすること	34.2
5	電車やバスなどを増やして、交通が便利になるようにすること	34.1

◇◇主な自由意見◇◇	
タバコやごみのポイ捨てに関すること	
太陽光発電に関すること（増やして地球温暖化対策とそれに反して景観を損なう意見もあり）	
川をきれいにする。（きれいにしてほしい）	

第4章

環境の現状のまとめ及び 問題点・課題等の抽出



はきだし沼

第4章 環境の現状のまとめ及び問題点・課題等の抽出

第2、3章の結果を踏まえ、当市の環境の現状、問題点・課題について整理し、そこから想定される環境施策の展開方向について、自然環境、生活環境、地域環境、地球環境及び環境保全の視点からまとめると、次のようになります。

◇◇自然環境◇◇
「現状」 ◎自然環境の特徴 みどりに代表される野田市の豊かな自然は、市民の愛着を生み出している貴重な財産となっており、当市は森林、樹林地、田畑などの田園風景、河川や水路などの水辺空間など、豊かな自然に恵まれています。 ◎自然環境の現状 最近の地目別土地面積は、ほぼ横ばいで推移しており、宅地が最も多く、次いで畑や田が続く、山林は、主に台地や台地と低地の間の斜面林として分布しているが、その面積は年々減少傾向となっています。 ◎自然環境への市民意識 市民アンケートでは、良好な状態を維持・保全を基本に今後、「河川や池などの水質汚濁や汚染の防止」、「水辺の自然や景観の保全」を優先して取り組んでもらいたいとしています。 ◎特定外来種等による問題 アライグマ等の特定外来種の捕獲件数が増加しています。



問題点・課題	環境施策の展開方向
◇当市の恵まれた自然を後世に引き継ぐために、市、事業者及び市民が一体となって守っていくことが必要です。 ◇自然と調和したメリハリのある土地開発が望まれます。 ◇豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成が望まれます。 ◇良好な自然環境を維持するため、森林や緑地を保全することが必要です。 ◇川や水路等を含めた水辺空間など、豊かな自然を守っていくことが必要です。 ◇自然との触れ合いを通じた人と自然との共生が望まれます。 ◇多様な生物の生息場所となる池や沼（落堀）が開発により失われつつあります。	◇市、事業者及び市民が一体となった自然環境の保全と創出 ◇自然と調和したメリハリのある土地利用の促進 ◇豊かな自然環境や歴史的資源と調和した市街地の形成 ◇良好な環境の森林や緑地の保全と整備 ◇川や水路などの水辺空間の保全 ◇野田市におけるみどりのシンボルとして位置付けられている中央の杜の保全 ◇みどりの活用と保全を図るための、市民の森、三ツ堀里山自然園、江川地区の周辺斜面林等の保全 ◇自然との触れ合いを通じた人と自然との共生の実現

◇ほ場整備により水田の区画が大規模化し、冬期には乾田化が進行することで水辺の生き物が失われつつあります。 ◇耕作放棄地・荒廃農地による環境の悪化 ◇特定外来種◇ 特定外来生物については、「入れない・捨てない・拡げない」という外来種被害予防の三原則に基づき、適正管理していく必要があります。 市民への周知と駆除をしていく必要があります。	◇生物多様性を維持する基盤となる池や沼、湧水やこれを取りまく森林等の保全 ◇市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する計画的な推進（生物多様性のだ戦略の見直し） ◇生物多様性に対する市民の理解を深めるための啓発の推進 ◇生物の生息環境としての質を高めるため、農業者の協力のもと、冬期^{たん}湛水や中干し時期の延期 ◇意欲ある農家への市からのあっせん、草刈り等保全管理の徹底や市による補助の検討 ◇外来生物被害予防三原則に基づき適正管理の啓発 ◇千葉県が策定した防除実施計画に基づいた取組の実施
--	--



◇◇生活環境◇◇

「現状」

◎ごみの排出量の現状

ごみの総排出量は、平成24年度をピークに減少傾向を示し、平成28年度以降は横ばい傾向を示しています。資源化についても横ばいを示しており、資源化の更なる取組が必要となっています。

◎大気環境の現状

大気環境は、環境汚染物質の常時監視や事業所等への指導などにより全体的には改善されてきていますが、光化学オキシダントなどが環境基準を達成していない状況です。

福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質については、市内全域の除染が完了し、空間放射線量の値は安定した状況です。

◎大気汚染のその他の要望

工場・事業所等の固定発生源からの大気汚染対策や自動車交通からの環境負荷を減らすための取組が求められています。

また、市民等アンケート結果では、公共交通機関の活用により環境負荷の軽減の観点からもまめバスの利便性の向上についても意見が出されています。

◎大気汚染対策への取組

大気汚染を防止するため、常時監視及び公害測定機器の設置など、汚染状況の監視を実施しています。

空間放射線量の監視体制の継続や市民への空間線量測定器の貸出し等、除染等の措置についても継続しています。

◎産業廃棄物処理施設による健康被害問題への取組

産業廃棄物処理施設から排出される化学物質による健康被害問題解決に向け、被害者の会、弁護士及び市の3者で協議し、公害審査会への調停申請など健康被害問題解決に向け様々な取組を実施しています。また、市ではVOCモニターによる環境測定を実施しています。

◎子どもたちの安全・安心な環境の確保

市内保育所及び学校の給食食材放射性物質検査として、「調理前食材検査」を継続実施し、食材の安全性を確認します。また、市民持込みによる井戸水や食品の放射性物質の検査も継続実施します。

◎水環境の現状

市内の主な河川、排水路で水質調査が実施されており、全体的には改善されてきていますが、一部の河川においてBOD値などがまだ環境基準を達成していない状況です。

◎水質汚濁の主な原因

水質汚濁の原因の一つとして、公共下水道や合併処理浄化槽によらない、庭の台所などからの生活雑排水が挙げられます。

◎水質汚濁対策

下水道区域内においては、公共下水道整備を推進し下水道区域以外については、合併処理浄化槽の設置を進めていきます。

◎水質汚濁への市民意識

市民アンケート調査において、市民は川や水路等の水質汚濁対策を要望しています。

◎地下水汚染の現状

一部の地域において、引き続き地下水汚染が確認されています。ただし、健康被害は確認されていません。

◎地下水汚染への取組

揮発性有機塩素系化合物に係る地下水汚染のモニタリングや浄化対策が、継続して実施されています。

◎環境騒音の現状

市内の住宅地及び工場地域の環境騒音の実態は、ほとんどの測定地点において環境基準

を達成しています。

◎地盤沈下の現状

地下水の揚水量は抑制され、地盤沈下は安定した状態を保っています。

◎公害苦情の現状

近年の苦情件数は微減傾向になっていますが、屋外の焼却行為による苦情が大半を占め、その他として工場及び事業所の騒音などの苦情が寄せられています。



問題点・課題	環境施策の展開方向
◇事業者や市民の協力によるごみの分別収集と資源化によるごみの減量化を推進することが必要です。 ◇地域における美化活動を徹底することが必要です。 ◇ごみ出しルールを普及啓発することが必要です。 ◇条例改正による市内全域のポイ捨て禁止や路上等喫煙の禁止に関する周知が徹底されていない。 ◇光化学オキシダント発生防止などの大気汚染対策として、周辺自治体との連携を含む広域的な行動の展開が必要です。 ◇今後とも、継続して大気汚染の監視体制を充実していくことが必要です。 ◇大気質に係る工場、事業所などへの監視体制を充実することが必要です。 ◇自動車交通による環境負荷の低減対策や、低公害車の導入を促進することが必要です。 ◇生活排水に対し、市民意識を啓発することが必要です。 ◇川や水路等の水質を改善し、健全な水環境・水循環の形成が望まれます。 ◇水環境の継続的な監視体制を強化していくことが必要です。 ◇生活排水処理を行う公共下水道及び合併処理浄化槽の更なる普及が必要です。 ◇今後とも、環境騒音を継続的に監視していくことが必要です。 ◇今後とも、地質環境を保全するため、継続的に調査・監視していくことが必要です。 ◇公害苦情件数を減少させることが必要です。	◇ごみの減量化・資源化の推進 ◇地域の美化活動の周知徹底 ◇ごみ出しルールの普及啓発 ◇ポイ捨て等の重点区域の拡大及びパトロールの強化（過料） ◇ポイ捨て禁止の看板の設置や市の封筒やまめバスでの車内アナウンス、市報等への掲載回数の増加 ◇大気汚染対策のための周辺自治体との連携を含む広域的行動の展開 ◇大気汚染監視体制の充実強化 ◇工場、事業所などへの監視体制の充実・強化 ◇自動車交通による環境負荷の低減及び低公害車の導入促進 ◇まめバスをはじめとする公共交通機関の利用促進 ◇生活排水に対する市民意識啓発 ◇川や水路等の水量や水質改善の強化 ◇水環境の継続的な監視体制の強化 ◇公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進 ◇環境騒音の継続的な監視 ◇地質環境の保全の促進 ◇有害物質等による土壌や地下水への負荷の低減 ◇公害苦情件数の減少に向けた指導の徹底

◇公害苦情に速やかに対応し、その対策を進めていくことが必要です。 ◇産業廃棄物処理施設から排出される化学物質による苦情の削減のための対応が必要です。 ◇太陽光発電設備の適正管理等について、事業者には条例やガイドラインを遵守させる必要がある。 ◇宅地開発や大規模な太陽光発電設備の立地により、森林が伐採されみどりの喪失が進行し生物の生息・育成に必要な水環境に影響を及ぼしています。 ◇柔軟剤や整髪料に含まれる香料による「香害」や「化学物質過敏症」に対しては、苦情等は寄せられていないものの市としての対応が必要です。	◇公害苦情の速やかな対応及び対策 ◇産業廃棄物処理施設による健康被害問題解決に向けた対応及び対策の促進 ◇設置申請時の適正管理遵守の徹底 ◇条例に基づいた緑地帯の推進 ◇市民による監視と市による適正管理指導の実施 ◇ポスターを作成し、公共施設において掲示することで、今後市民への周知を図る。
---	---



◇◇地球環境◇◇

「現状」

◎市民の要望

二酸化炭素排出削減に関する取組を計画的に進めることが必要となっています。

◎エネルギー使用の現状

電気などの身近なエネルギーの使用量は、節電対策や省エネ化により、微減傾向で推移しています。

◎地球環境問題の市民意識

市民アンケート調査において、野田市に取り組んでもらいたい環境問題として、「ごみのポイ捨て防止」を望んでいます。



問題点・課題	環境施策の展開方向
◇エネルギーの効率的な利用が望まれます。 ◇事業者や市民に対する省エネルギーを推進するため、意識啓発をすることが必要です。 ◇新エネルギーの積極的な活用が望まれます。 ◇地球環境問題に対する情報提供と意識啓発をすることが必要です。 ◇市民一人一人が日常生活を見直し、地球環境への負荷のかからない生活様式に変えていくことが必要です。 ◇日常生活や事業活動における二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制することが必要です。 ◇低炭素化社会の実現	◇エネルギーの効率的な利用 ◇事業者や市民に対する省エネルギーの推進のための意識啓発 ◇新エネルギーの積極的な活用 ◇地球環境問題に対する情報提供と意識啓発 ◇生活様式の見直しによる地球環境への負荷の低減 ◇日常生活や事業活動における温室効果ガスの排出抑制の推進 ◇ゼロカーボンシティ（宣言）に向けた取組



◇◇環境保全◇◇

「現状」

◎市民の要望

駅や路上でのごみのポイ捨てなどの環境マナーの向上等に関する市民要望に応えるため、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例を制定し、重点区域のパトロールを実施しています。

◎環境保全活動

市、事業者及び市民が連携・協働して行う環境保全活動が求められています。

◎環境情報

環境に関する情報の提供が求められています。

◎環境教育・環境学習の現状

ごみの分別や資源化、地域の環境美化などの実践的な教育が必要となっています。



問題点・課題	環境施策の展開方向
◇環境教育及び環境学習の実施体制を充実させる必要があります。 ◇地域の環境保全活動の拠点づくりや組織づくりが必要です。 ◇環境情報のネットワークづくりが必要です。 ◇市のホームページや広報を活用した環境情報の発信が必要です。 ◇条例改正による市内全域のポイ捨て禁止や路上等喫煙の禁止に関する周知が徹底されていない。	◇環境教育及び環境学習の実施体制の充実 ◇ポイ捨て等のモラルに対するの道德教育・環境に対するカリキュラムの充実 ◇地域の環境保全活動の拠点づくり、組織づくり ◇環境情報のネットワークづくり ◇市のホームページや広報による環境情報を発信 ◇ポイ捨て等の重点区域の拡大及びパトロールの強化（過料） ◇ポイ捨て禁止の看板の設置や市の封筒やまめバスでの車内アナウンス、市報等への掲載回数の増加



◆◆地域環境◆◆

「現状」

◎地域環境資源の活用

利根川、江戸川及び利根運河沿いの広大な自然環境は、生物の生息地となっているほか、市民の憩いの場やレクリエーション活動の場として利用されています。

◎地域環境の現状

地域に密着した触れ合いの場である総合公園やスポーツ公園があります。

玄米黒酢米の生産地区の耕作地を利用した冬期湛^{たん}水水田には、様々な水生生物や昆虫が戻ってきています。

市内の荒廃農地が約79ha存在し、耕作放棄により雑草の繁茂など周辺環境が悪化しています。

◎地域環境資源の現状

私たちにうるおいとやすらぎをもたらし、また災害の防止や国土保全の機能を持つ緑地があります。

◎歴史的文化遺産などの現状

当市には、歴史的な遺産が多く、国や県及び市の指定文化財が数多く残されています。

◎歴史的文化遺産への市民意識

市民アンケート調査において、市民は歴史的文化遺産の保存を要望しています。



問題点・課題

環境施策の展開方向

◇市、事業者及び市民が一体となって地域の環境資源を守っていくことが必要です。

◇みどりと水のネットワークづくりが求められます。

◇自然に親しみながら多様なスポーツ及びレクリエーション活動の場の整備及び設備の充実が求められます。

◇市民の森や都市緑地、街路樹などを整備し、緑化を推進することが望まれます。

◇歴史的文化遺産を保護し、次世代に継承していくことが求められています。

◇地域資源として地域住民への歴史的文化遺産の情報提供とその活用が求められます。

◇遊休農地の有効活用が求められています。

◇市、事業者及び市民が一体となった地域環境資源の保全

◇みどりと水を結び付けるネットワークづくり

◇河川敷を利用したスポーツ及びレクリエーション活動の場の整備及び設備の充実

◇緑地や街路樹の整備及び緑化の推進

◇歴史的文化遺産の保護と継承

◇歴史的文化遺産を活かした魅力的な街並みや景観形成の推進

◇地域住民への歴史的文化遺産の情報提供と活用

◇農地中間管理機構を活用した遊休農地の有効活用の推進



第5章

望ましい環境像



梅郷駅東口の景観

第5章 望ましい環境像

1 望ましい環境像

当市の環境基本条例に掲げた基本理念、「環境の恵みを将来に継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「人と自然との共生」、「地球環境保全への貢献」を踏まえ、望ましい環境像を次のように設定します。

「豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田」

当市は、三方を利根川、江戸川及び利根運河の河川に囲まれるなど豊かな自然環境が基礎としてあり、その上で水運に恵まれるなど、伝統や歴史・文化を育んできました。現代に生きる私たちは、先人から受け継いだこの豊かな自然環境に触れ合いや憩いの場として広く活かし、その恩恵を享受しています。ここでは、人と自然との長年にわたる共生により、豊かな生態系が形成されてきました。こうした環境の状態は、バランスがとれ、都市や人を含む大きな生態系のシステムとして、健康であるといえます。

この豊かな自然を生かしたまちづくりの実現に向けて、その着実な推進を図るとともに、この環境を保全し、快適で暮らしに潤いをもたらす新たな環境を創造・育成し、その活用に努めることにより、現在及び将来の世代においても健康で恵み豊かな環境を享受し、文化的な生活ができる都市を目指します。

【豊かな自然】とは、
「水」や「みどり」など、
野田市の特性である自然環境そのものを指します。

【健康】とは、
都市や人を含む大きな生態系システム全体が、バランスのとれた環境の状態を指します。

【文化】とは、
自然環境の上に築かれる伝統・歴史・文化など「人の暮らし」を指します。

豊かな自然を生かした健康な文化都市・野田

2 基本方向

望ましい環境像を実現するためには、様々な環境課題に取り組んでいく必要があります。本計画では望ましい環境像を目指し、本計画が対象とする自然環境、生活環境、地球環境、地域環境の四つの範囲と環境の範囲に関係する行動として環境保全から方向性を設定しました。特に地球環境については、地球温暖化などのグローバルな視点と資源循環などのローカルな視点にわけられることから、五つの環境範囲に資源循環を加えた六つの視点を踏まえた基本方向としました。これらを達成するため、20の施策の方向を念頭に置いて施策を展開していきます。

自然環境については、自然環境を保全していくためには市民の生活だけでなく生態系にも配慮した行動が必要であることから「（１）自然との共生の確保」を基本方向としています。

生活環境については、大気や水質等の環境保全のために環境悪化の要因を出さないことが重要であることから「（２）環境への負荷の少ない社会の実現」を基本方向としています。もう一つの施策方向は、廃棄物を削減するためには資源循環を効率的に進めることが重要であることから、「（３）資源の循環・効率化の進んだ社会の実現」を基本方向としました。

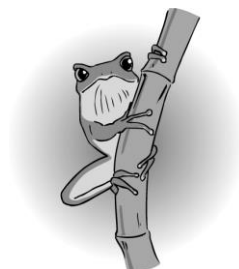
地球環境についての一つの施策方向は、地球温暖化などのグローバルな環境問題を解決するための行動が重要であることから「（４）地球環境保全への貢献」としました。

地域環境については、地域環境を良くしていくためには、市民の身近にある公園緑地のみどりや水辺、街並み景観を守り、創っていくことが重要であることから「（５）快適な都市環境の確保」を基本方向としています。

環境保全については、環境保全のために市民一人一人が環境意識を向上させ取り組んでいくことが重要であることから「（６）みんなが参加する取り組み」を基本方向としています。

（１）自然との共生の確保

- ①里山の保全と活用
- ②自然との触れ合いの確保
- ③生物多様性の保全



里山は、以前は郊外では身近な物でした。

しかし都市化により貴重な環境となっています。一度失ってしまった里地里山をまた再生することは、容易ではないことから当市にある里山を保全することで、動植物の保護及び育成により快適な都市空間を創出し、ひいては人間活動に活気をもたらします。

そのため、「生物多様性のだ戦略」に基づき、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取り組みを計画的に進めるとともに市民の生物多様性に対する理解を深めるための啓発を行い、自然と共生する地域づくりを進めます。

（２）環境への負荷の少ない社会の実現

- ④大気環境の保全
- ⑤水質環境の保全
- ⑥騒音・振動・悪臭防止
- ⑦地質環境の保全



最近、豊かな経済社会の進展により、自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排

水による水質汚濁などの都市・生活型環境問題などが顕在化し、安全で安心して暮らせる快適で魅力的な生活環境を創造していくことが求められています。

毎日、安全で安心して暮らすことができる環境を確保するためには、さわやかな空気や清らかな水、まちの静けさなどが、基本的な条件となっています。

そのため、自動車から発生する汚染物質の排出量を削減し、大気汚染に係る環境基準の達成を図るため、アイドリング・ストップなどの自動車の適正な使用について普及・啓発を図り、市民の自主的な取り組みを推進します。さらに、水質汚濁負荷量の6割を占める生活排水への対策を総合的に推進することにより、公共水域への汚濁物質の排出を削減するとともに、有害物質による地下水汚染を防止するため、工場・事業場に対する地下浸透防止の徹底を周知し、地下水の定期的な監視を実施します。また、汚染が確認された場合には、継続的に監視調査を実施し、人の健康に被害が生じないよう適切な取り組みを進めていきます。

そのため、みんなが参加する取り組みを引き続き進めていきます。

（３）資源の循環・効率化の進んだ社会の実現

- ⑧廃棄物の減量化の推進
- ⑨資源化の推進
- ⑩不法投棄の防止
- ⑪環境マナーの普及啓発



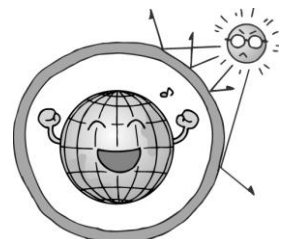
当市では、ごみの分別収集等を通じて、廃棄物の減量化、資源化など、これまでも着実に成果を上げてきました。快適で安全な「野田市」を実現するためには、これからも循環型社会を目指し、市、事業者、市民、教育関係者、NPO等の市民活動団体が一体となって環境への負荷を低減していくことが必要です。また、清潔で快適な生活環境を確保するため、市内の道路、河川等に不法投棄されたごみや空き缶などについては、市民の協力を得ながら環境マナーの向上を図っていくことが必要です。

さらに、小中学校の道德等のカリキュラムにおいて環境マナーの向上に取り組んでいきます。

そのため、廃棄物の減量化、リサイクル化及び不法投棄対策を推進し、清潔で快適な都市環境の実現を目指し、分別収集の徹底等、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働、連携し、循環型社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

（４）地球環境保全への貢献

- ⑫地球温暖化の防止及び脱炭素化社会実現の取り組み
- ⑬エネルギーの効率的利用の促進



地球環境問題は、世界共通の緊急課題となっています。持続可能な社会の構築に向け、地域における日常生活や事業活動においても、環境への負荷を低減する取り組み

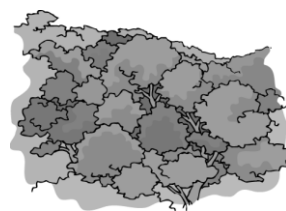
が求められています。今日の環境問題は、身近な地域環境だけでなく、地球温暖化やオゾン層の破壊など、私たち人類を含めた生物の存在を脅かす規模の広がりを見せています。私たち一人一人の行動が地球環境問題に結び付いていることを認識し、日々の生活や身近な環境から問題の解決に向けて取り組んでいくことが必要です。

そのため、温室効果ガスの排出量を削減するため、環境に配慮したエネルギー源の利用に向けて再生可能エネルギー等の利用拡大を推進していきます。

また、低炭素化に向け公用車の電気自動車等の低公害車両を適宜導入していきます。

（５）快適な都市環境の確保

- ⑭豊かなみどりの確保
- ⑮触れ合える水辺づくり
- ⑯良好な景観の形成
- ⑰歴史的文化的遺産の保護・継承



当市には、利根川、江戸川及び利根運河に囲まれた豊かな自然や趣のある歴史的資源があります。当市の誇りである水とみどり、新旧の文化の豊かさなどの資源を積極的に活用し、快適な都市環境を確保するためには、快適な都市環境づくりにおけるビジョンを明確にし、様々な施策を景観の視点から総合的に進めていくことが必要です。

また、市街地内における公園・緑地の整備はもとより、河川、農地など既存の自然環境の保全・活用にしたみどりの創出を目指す取り組みを進めていきます。

また、歴史的文化遺産の保護・継承を進めていきます。

（６）みんなが参加する取り組み

- ⑱環境教育・環境学習の推進
- ⑲環境情報の共有とネットワークづくり
- ⑳環境保全活動の拠点づくり、組織づくり



現在の環境を保全し、積極的に改善していくためには、市民一人一人が環境保全のための知識を身に付けられるよう、環境学習の場や機会を様々な形で持ち、環境に配慮した行動の必要性を理解した上で良好な環境づくりを進めるに当たっては、市、事業者、市民、教育関係者及びNPO等の市民活動団体のすべての主体が公平な役割分担のもとで、環境への配慮を心掛けていくことができるように、環境保全活動の拠点づくり、組織づくりを推し進めていくとともに、環境情報の共有と各組織のネットワークづくりが重要です。

